

2003年12月10日付連邦法第173-FZ号
外国為替規制および外国為替管理について

国家院により採択 2003年11月21日

連邦院により承認 2003年11月26日

(連邦法 2004年6月29日付 第58-FZ号、2005年7月18日付 第90-FZ号、2006年7月26日付 第131-FZ号、2006年12月30日付 第267-FZ号、2007年5月17日付 第83-FZ号、2007年7月5日付 第127-FZ号、2007年10月30日付 第242-FZ号、2008年7月22日付 第150-FZ号、2010年11月15日付 第294-FZ号、2011年2月7日付 第8-FZ号、2011年6月27日付 第162-FZ号、2011年7月11日付 第200-FZ号、2011年7月18日付 第236-FZ号、2011年11月21日付 第327-FZ号、2011年12月6日付 第406-FZ号、2011年12月6日付 第409-FZ号、2013年3月14日付 第29-FZ号、2013年5月7日付 第102-FZ号、2013年7月2日付 第155-FZ号、2013年7月23日付 第251-FZ号、2014年3月12日付 第33-FZ号、2014年5月5日付 第112-FZ号、2014年7月21日付 第218-FZ号、2014年11月4日付 第344-FZ号、2015年6月29日付 第181-FZ号、2015年6月29日付 第210-FZ号、2015年11月28日付 第350-FZ号、2015年12月30日付 第430-FZ号、2016年7月3日付 第285-FZ号、2017年7月18日付 第176-FZ号、2017年11月14日付 第325-FZ号、2017年12月28日付 第427-FZ号、2017年12月29日付 第470-FZ号、2018年3月7日付 第44-FZ号、2018年4月3日付 第64-FZ号、2018年5月23日付 第117-FZ号、2018年7月29日付 第246-FZ号、2018年7月29日付 第247-FZ号、2018年7月29日付 第248-FZ号、2018年8月3日付 第293-FZ号、2018年11月28日付 第452-FZ号、2018年12月18日付 第474-FZ号、2018年12月25日付 第485-FZ号、2018年12月27日付 第514-FZ号、2019年7月26日付 第246-FZ号、2019年8月2日付 第265-FZ号、2019年10月16日付 第341-FZ号、2019年12月2日付 第398-FZ号、2019年12月27日付 第457-FZ号、2020年4月7日付 第118-FZ号、2020年7月31日付 第291-FZ号、2020年12月8日付 第429-FZ号、2020年12月22日付 第446-FZ号、2020年12月30日付 第499-FZ号、2021年2月17日付 第9-FZ号、2021年2月24日付 第20-FZ号、2021年6月28日付 第223-FZ号、2021年6月28日付 第224-FZ号、2021年7月2日付 第343-FZ号、2021年7月2日付 第353-FZ号、2021年7月2日付 第359-FZ号、2022年5月1日付 第132-FZ号、2022年7月14日付 第353-FZ号、2022年12月5日付 第511-FZ号による版)

本連邦法の目的は、統一国家外国為替政策の実行、ならびに国家経済および国際経済協力の進歩的な発展要素としてのロシア連邦通貨の安定性およびロシア連邦の国内外国為替市場の安定性を確保することである。

第I章 総則

第1条 本連邦法で適用される基本概念

1. 本連邦法では以下の基本概念が使用される：

1) ロシア連邦通貨：

a) ロシア連邦領内で現金支払の合法的手段として流通している、ロシア銀行の紙幣および硬貨の形状での貨幣、ならびに流通から回収されるか、または回収されて、両替の対象となる上記の貨幣；

b) 銀行口座および銀行預金内の金銭；

2) 外国通貨（外貨）：

a) しかるべき外国国家（外国国家群）の領内において流通し、現金支払の合法的手段であり、また紙幣、不換紙幣、硬貨の形状での貨幣、ならびに流通から回収されるか、または回収されて、両替の対象となる上記の貨幣；

b) 外国国家の貨幣単位および国際貨幣単位または決済単位での銀行口座および銀行預金内の金銭；

3) 国内有価証券：

a) 額面価格がロシア連邦の通貨で表示され、その発行がロシア連邦で登録される証券；

b) ロシア連邦の通貨を受領する権利を証明する、ロシア連邦領内で発行されたその他の有価証券；

4) 外国有価証券－振替決済証券（登録債券）を含め、本連邦法に照らして、国内有価証券に属さない有価証券；

5) 外貨建て資産－外国通貨および外国有価証券；

6) 居住者：

a) ロシア連邦市民である自然人；（2017年12月28日付連邦法第427-FZ号による文言）

b) ロシア連邦法令に規定された居住許可証にもとづいて、ロシア連邦に定住する外国市民および無国籍者；

c) 連邦法「国際的会社について」にもとづいて登録された外国法人を除き、ロシア連邦法令にもとづいて設立された法人；（連邦法2018年8月3日付第293-FZ号、2019年12月2日付第398-FZ号、2022年7月14日付第353-FZ号による文言）

d) 本号のc)に記載された居住者の、ロシア連邦領外にある支店、代表部およびその他の部門；

e) ロシア連邦領外にある、ロシア連邦外交代表部、領事機関、国際（国家間、政府間）機関に属するロシア連邦常設代表部、その他のロシア連邦公式代表部および連邦行政機関代表部；（2017年12月28日付連邦法第427-FZ号による文言）

f) 本連邦法、およびそれにもとづいて採択された連邦法およびその他の法規文書で規制される諸関係において行動するロシア連邦、ロシア連邦構成主体、自治体；

7) 非居住者：

a) 本項第6号a)およびb)による居住者ではない個人；

b) 外国国家の法令にもとづいて設立され、ロシア連邦領外に所在地を有する法人；

c) 外国国家の法令にもとづいて設立され、ロシア連邦領外に所在地を有する法人以外の団体；

d) 外国国家のロシア連邦内の正式な外交代表部、領事機関、および国家間または政府間機関に属する外国国家の常設代表部；

e) ロシア連邦における国家間または政府間機関、その支部および常設代表部；

f) 本号のb)およびc)に記載された非居住者の、ロシア連邦領内にある支部、常設代表部およびその他の分離されたまたは自立した部門；

f1) 連邦法「国際的会社について」にもとづいて登録された外国法人；（1号追加－2018年8月3日付連邦法第293-FZ号）

g) 本項第6号に記載されていないその他の者；

8) 公認銀行－ロシア連邦法にもとづいて設立され、ロシア連邦中央銀行のライセンスにもとづいて外貨建て資金を使用して銀行取引を行う権利を有する金融機関；（2013年3月14日付連邦法第29-FZ号による文言）

9) 外国為替取引

a) 法令にもとづく、居住者による居住者からの外貨建て資産の入手および居住者による居住者への外貨建て資産の譲渡、ならびに支払手段としての外貨建て資産の使用；

b) 法令にもとづく、居住者による非居住者からの、または非居住者による居住者からの外貨建て資産、ロシア連邦通貨および国内有価証券の入手、および居住者から非居住者への、または非居住者から居住者への外貨建て資産、ロシア連邦通貨および国内有価証券の譲渡、ならびに支払手段としての外貨建て資産、ロシア連邦通貨および国内有価証券の使用；

c) 法令にもとづく、非居住者による非居住者からの外貨建て資産、ロシア連邦通貨および国内有価証券の入手、および非居住者から非居住者への外貨建て資産、ロシア連邦通貨および国内有価証券の譲渡、ならびに支払手段としての外貨建て資産、ロシア連邦通貨および国内有価証券の使用；

d) 外貨建て資産、ロシア連邦通貨および国内有価証券のロシア連邦へ／からの持込みおよび持出し；（2011年12月6日付連邦法第409-FZ号による文言）

e) ロシア連邦領外に開設された口座からロシア連邦領内に開設された同一人物の口座への、ならびにロシア連邦領内に開設された口座からロシア連邦領外に開設された同一人物の口座への外国通貨、ロシア連邦通貨、国内および国外有価証券の振込；

f) 非居住者による、ロシア連邦領内に開設された口座（副口座[subaccount]）からロシア連邦領内に開設された同一人物の口座（副口座）へのロシア連邦通貨、国内および国外有価証券の振込；

g) ロシア連邦領外に開設された居住者の口座からロシア連邦領内に開設された別の居住者の口座への、ならびにロシア連邦領内に開設された居住者の口座からロシア連邦領外に開設された別の居住者の口座へのロシア連邦通貨の振込；（1項目追加－2013年7月2日付連邦法第155-FZ号）

h) ロシア連邦領外に開設された居住者の口座からロシア連邦領外に開設された別の居住者の口座へのロシア連邦通貨の振込；（1項目追加－2013年7月2日付連邦法第155-FZ号）

i) ロシア連邦領外に開設された居住者の口座からロシア連邦領外に開設された同一人物の口座へのロシア連邦通貨の振込；（1項目追加－2013年7月2日付連邦法第155-FZ号）

10) 特別口座－公認銀行における銀行口座、または特別証券副口座、または登録簿管理者によって有価証券保有者登録簿に開設され、本連邦法にもとづいて規定された場合において、外国為替取引を行うために用いられる有価証券に対する権利登録のための特別個人副口座。本連邦法にもとづき、特別口座を用いて外国為替取引を行うことに関する要求（以下、「特別口座使用に関する要求」ともいう）を設定する場合において、このような外国為替取引は上記の特別口座を介してのみ行うことができる。

11) （本項は失効した－2011年11月21日付連邦法第327-FZ号）

2. 本連邦法で適用される、ロシア連邦民法および行政法、その他のロシア連邦法令分野の制度、概念および用語は、本連邦法に別段の定めがなければ、それらが当該のロシア連邦法令で適用されている場合と同じ意味で用いられるものとする。

ロシア連邦領外に所在する代表部を有する連邦行政機関について本連邦法に定める権利および義務は、自らの組織内に、ロシア連邦領外に所在する外国機関または代表部を有する、その他の連邦国家機関に対しても適用される。（1段落追加－2022年7月14日付連邦法第353-FZ号）

第2条 本連邦法の適用範囲および本連邦法によって規制される諸関係

本連邦法はロシア連邦における外国為替規制および外国為替管理の法的基盤および諸原則、外国為替規制機関の権限を定め、ロシア連邦領外における居住者のロシア連邦通貨および国内有価証券、ならびに外貨建て資産の所有、使用および処分に対する権利および義務、ならびにロシア連邦領内における非居住者の外貨建て資産、ロシア連邦通貨および国内有価証券の所有、使用および処分、外国為替管理機関および外国為替管理エージェント（以下、「外国為替管理機関およびエージェント」ともいう）の外国為替管理に対する権利および義務を規定する。（2014年7月21日付連邦法第218-FZ号による文言）

第3条 外国為替規制および外国為替管理の諸原則

ロシア連邦における外国為替規制および外国為替管理の基本原則は以下の通りである：

- 1) 外国為替規制分野における国家政策の実施における経済的措置の優先；
- 2) 居住者および非居住者の外国為替取引に対する国家およびその諸機関の不当な干渉の排除；
- 3) ロシア連邦の国外および国内為替政策の統一；
- 4) 外国為替規制および外国為替管理制度の統一；
- 5) 外国為替取引における居住者および非居住者の権利および経済的利益の国家による保護の確保。

第4条 ロシア連邦の外国為替関連法令、外国為替規制機関法規および外国為替管理機関法規

1. ロシア連邦の外国為替関連法令は本連邦法およびそれにもとづいて採択された諸連邦法（以下、「ロシア連邦の外国為替関連法規」）で構成される

外国為替規制機関は、本連邦法で定める場合に限り、外国為替規制問題に関する法規文書（以下、「外国為替規制機関法規」）を発出する。

2. ロシア連邦の国際条約は、同条約によって、それを適用するためにはロシア連邦の国内外国為替関連法規の発出が必要であることが明らかである場合を除き、本連邦法第2条に記載された諸関係に直接、適用される。

ロシア連邦の国際条約によって、本連邦法が定めるものとは異なる規則が定められている場合には、当該国際条約の規則が適用される。

ロシア連邦憲法に矛盾する形で解釈されたロシア連邦の国際条約の条項にもとづいて採択された国家間機関の決定をロシア連邦において執行してはならない。このような矛盾は連邦の憲法的法律に定める手順により確定することができる。（1段落追加－2020年12月8日付連邦法第429-FZ号）

3. ロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規は、本連邦法またはその他の連邦法で直接規定した場合を除き、当該法令が発効した後に発生した諸関係に適用される。

当該のロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規の発効以前に発生した諸関係には、当該法規は、その発行後に発生した権利および義務の部分について適用される。

4. 居住者および非居住者の新たな義務を定める、または彼らの状態を悪化させるロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規は遡及効力を有しない。

外国為替取引に対する制限を撤廃する、または別の形で居住者および非居住者の状態を改善するロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規は、その旨が直接定められている場合においては、遡及効力を持ちうる。

ロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規は公布されるものとする。公布されないロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規は適用されないものとする。本項の要求は、1993年7月21日付ロシア連邦法第5485-I号「国家機密について」にもとづき、国家機密を構成する情報を内容とする法令または外国為替規制機関法規の個々の条項には適用されない。

5. 外国為替管理機関はロシア連邦外国為替法および外国為替規制機関法規に定める場合および範囲に限り、自らの権限に係わる問題に関する外国為替管理法令（以下、「外国為替管理機関法規」）を発出することができる。外国為替管理機関法規には外国為替取引規制の問題に関する規定は含まれないものとする。

6. ロシア連邦の外国為替関連法規、外国為替規制機関法規および外国為替管理機関法規の全ての解消できない疑念、矛盾および曖昧さは居住者および非居住者に有利になるように解釈されるものとする。

7. 公認銀行の権利および義務を定め、それらの銀行が外貨建て資金で行う銀行取引について規定する本連邦法およびその他のロシア連邦外国為替法令の諸規定は、2007年5月17日付ロシア連邦法第82-RZ号「国営開発公社『VEB RF』について」に定める機能を遂行する場合には国営開発公社「VEB RF」に対して適用される。（1項追加—2017年12月29日付連邦法第470-FZ号）（2018年11月28日付連邦法第452-FZ号による文言）

第2章 外国為替規制

第5条 外国為替規制機関

1. ロシア連邦における外国為替規制機関はロシア連邦中央銀行およびロシア連邦政府である。

2. 本連邦法で定める機能を遂行するために、ロシア連邦中央銀行およびロシア連邦政府は自らの権限の範囲内において、居住者および非居住者にとって必須となる外国為替規制機関法規を発出する。

外国為替取引の実施手順、口座利用手順（特別口座利用に関する要求の設定を含む）が本連邦法にもとづいて外国為替規制機関によって定められていない場合には、制限なく、外国為替取引を行い、口座を開設し、口座取引を行うことができる。外国為替規制機関は特別口座の利用に関する要求を設定する場合には、本連邦法に規定されていない制限を導入することはできない。

3. 外国為替規制機関は居住者および非居住者による個別の許可の取得に関する要件を規定することはできない。

外国為替規制機関は事前登録に関する要求を設定することができない。（2011年12月6日付連邦法第406-FZ号による文言）

4. ロシア連邦中央銀行は外国為替取引に係わる登録および報告の統一書式、その提出手順および期限を定め、外国為替取引に関する統計情報を作成し、公表する。

5. ロシア連邦中央銀行、ロシア連邦政府、およびロシア連邦政府から特別に権限を付与された連邦行政機関は本連邦法で規制されるあらゆる種類の外国為替取引を制限なく、実施する。

第6条 居住者および非居住者間での外国為替取引

居住者および非居住者間での外国為替取引は制限なく行われる。ただし、金外貨準備高の著しい減少およびロシア連邦通貨の為替レートの激しい変動を防止し、ロシア連邦の収支の安定性を維持するために制限が課されている、本連邦法第7、8、11条に規定する外国為替取引は除くものとする。上記の制限は無差別的な性格を有し、その設定の原因となった事態が解消され次第、外国為替規制機関によって撤回される。

第7条 ロシア連邦政府による、資本移動のための外国為替取引の規制

1. 「対外経済活動商品名一覧」第 XVI、XVII および XIX 部に記載された商品の輸出に際して、居住者が非居住者に対して3年以上の支払猶予を与えた条件下での居住者と非居住者との間での決済および振込はロシア連邦政府が定めた手順で行われる。この際その手順は、非居住者が義務を履行するまでの、ただし2年以内の、期限で、居住者による引当金繰入日に算定された延払金額の50%相当を超えない額の引当金繰入に関する要求の設定のみを規定するものである。

引当金繰入金額は輸出される商品がロシア連邦の税関国境を実際に通過した日から3年が経過した日に居住者が納付しなければならない。

2. 居住者がロシア連邦領外で行った建設および請負作業、ならびにこれらの仕事を行うために必要な商品の提供に対する支払いについて、居住者が非居住者に対して5年以上の支払猶予を与えた条件の下での居住者と非居住者との間での決済および振込はロシア連邦政府が定めた手順で行われる。この際その手順は、非居住者が義務を履行するまでの、ただし2年以内の、期限で、居住者による引当金繰入日に算定された延払金額の50%相当を超えない額の引当金繰入に関する要求の設定のみを規定するものである。

引当金繰入金額は、居住者と非居住者との間でのしかるべき建設および請負作業実施に関する契約を締結した日から、また、商品の輸出に際しては、輸出される商品がロシア連邦の税関国境を実際に通過した日から5年が経過した日に居住者が納付しなければならない。

3. 外国貿易事業の実施と関連して、居住者が非居住者に対して180暦日以上を支払猶予を与えた条件の下での居住者と非居住者との間における決済および振込は、本条第1項および第2項に定める場合を除き、ロシア連邦政府が定めた手順で行われる。この際その手順は、非居住者が義務を履行するまでの、ただし2年以内の、期限で、居住者による引当金繰入日に算定された延払金額の50%相当を超えない額の引当金繰入に関する要求の設定のみを規定するものである。

引当金繰入金額は、外国貿易事業の実施に係わる義務が生じた日から、また、商品の輸出に際しては、輸出される商品がロシア連邦の税関国境を実際に通過した日から、180暦日が経過した日に居住者が納付しなければならない。

4. 外国貿易事業の実施と関連して、居住者が非居住者に対して前払の形で180暦日以上で商業融資を供与した場合において、居住者と非居住者との間での決済および振込は、本条第5項に定める場合を除き、ロシア連邦政府が定めた手順で行われる。この際その手順は、非居住者が義務を履行するまでの、ただし2年以内の、期限で、引当金繰入日に算定された前払金額から居住者が非居住者から受けた対価の金額を差し引いた額の50%相当を超えない額の引当金繰入に関する要求の設定のみを規定するものである。

引当金繰入金額は、外国貿易事業と関連して、居住者が非居住者に対して前払の形で金銭を振り込んだ日から180暦日が経過した日に居住者が納付しなければならない。

5. 「対外経済活動商品名一覧」第 XVI、XVII および XIX 部に記載された商品の輸入に際して、居住者が非居住者に対して前払の形で3年以上の期限で商業融資を供与した場合において、居住者と非居住者との間での決済および振込はロシア連邦政府が定めた手順で行われる。この際その手順は、非居住者が義務を履行するまでの、ただし2年以内の、期限で、引当金繰入日に算定された前払金額から居住者が非居住者から受けた対価の金額を差し引いた額の50%相当を超えない額の引当金繰入に関する要求の設定のみを規定するものである。

引当金繰入金額は、居住者が非居住者に対して輸入される商品の代金の前払の形で金銭を振り込んだ日から3年が経過した日に居住者が納付しなければならない。

6. 本連邦法第17条に記載された、居住者に対する非居住者の義務の履行が担保された条件において、居住者が非居住者に対して1年以内の期限で支払猶予または商業融資を与える場合には、本条第3項および第4項に定める引当金繰入に関する要求は適用されない。

7. 非居住者とのシンプルパートナーシップ契約に係わる出資金を居住者が支払った場合において、居住者が非居住者から法人の資産（定款資本金または共同出資金、協同組合出資金）の持分、出資金、分担金を取得した場合の決済および振込は、ロシア連邦政府がロシア連邦中央銀行との合意によって定める手順にしたがって行われる。その場合、当該手順は以下のみを設定することができる：（2004年6月29日付連邦法第58-FZ号による文言）

1) 居住者による特別口座の使用に関する要求；

2) 居住者が、実施される外国為替取引額の100%相当を超えない金額を60暦日以内の期限で引当金繰入を行うことに関する要求。

8. 本条の効力は金融機関である居住者と、非居住者との間での資本移動のための外国為替取引には適用されない。

第8条 ロシア連邦中央銀行による、資本移動のための外国為替取引の規制

1. 本条に記載された居住者および非居住者間の資本移動のための外国為替取引は、特別口座の使用に関する要求のみを設定できるロシア連邦中央銀行によって規制される。（2006年7月26日付連邦法第131-FZ号による文言）

本連邦法によって直接定められていない場合には、特別口座の使用に関する要求の設定はできない。

2. 居住者による特別口座の使用に関する要求は、居住者および非居住者間で行われる以下の外国為替取引の規制に際してロシア連邦中央銀行によって設定される。

1) 居住者が非居住者に対して外貨で貸付および借款を供与する場合の決済および振込；

2) 居住者が非居住者から外貨で貸付および借款を受ける場合の決済および振込；

3) 外国有価証券（外国有価証券によって証明された権利）の譲渡に係わる決済および振込を含む、外国有価証券に係わる取引；

4) 居住者による外国有価証券に係わる債務の履行；

5) 銀行取引を除く、金融機関の取引。

3. 非居住者による特別口座の使用に関する要求は、居住者および非居住者間で行われる以下の外国為替取引の規制に際してロシア連邦中央銀行によって設定される：

- 1) 居住者が非居住者に対してロシア連邦通貨で貸付および借金を供与する場合の決済および振込；
- 2) 居住者が非居住者からロシア連邦通貨で貸付および借金を受ける場合の決済および振込；
- 3) 外国有価証券（外国有価証券によって証明された権利）の譲渡に係わる決済および振込を含む、外国有価証券に係わる取引；
- 4) 居住者による外国有価証券に係わる債務の履行；
- 5) 国内有価証券（国内有価証券によって証明された権利）の譲渡に係わる決済および振込を含む、非居住者が居住者から国内有価証券に対する権利を取得することに係わる取引；
- 6) 国内有価証券（国内有価証券によって証明された権利）の譲渡、ならびに居住者による国内有価証券に係わる債務の履行に係わる決済および振込を含む、居住者が非居住者から国内有価証券に対する権利を取得することに係わる取引；

4. 居住者が非居住者に対してロシア連邦通貨で貸付および借金を供与する場合の決済および振込は、公認銀行に開設された非居住者の銀行口座に貸付金額または借入金額をロシア連邦通貨で繰り入れることによって行う。

5. ロシア連邦中央銀行は、以下の場合において、実施される外国為替取引額の 100%相当を超えない金額を 60 暦日以内の期限で引当金繰入を行うことに関する要求を設定することができる：

1) 本条第 2 項第 1、3～5 号、第 3 項第 1、3、4 および 6 号に記載される場合での居住者による外国為替取引において；

2) 本条第 2 項第 3 号、第 3 項第 3 号に記載される場合での非居住者による外国為替取引において。

6. ロシア連邦中央銀行は、以下の場合において、実施される外国為替取引額の 20%相当を超えない金額を 1 年以内の期限で引当金繰入を行うことに関する要求を設定することができる：

1) 本条第 2 項第 2、3 および 5 号、第 3 項第 3 号に記載された場合での居住者による外国為替取引において；

2) 本条第 2 項第 3 号、第 3 項第 2、3 および 5 号に記載された場合での非居住者による外国為替取引において。

7. ロシア連邦中央銀行は 1 種類の外国為替取引に対して、本条第 5 項および第 6 項に定める要求を同時に設定することはできない。

8. 居住者と非居住者との間の国内有価証券の取引に係わる金銭の決済は、全般的に、または個々の国内有価証券の種類に関してロシア連邦中央銀行による別段の定めがなければ、ロシア連邦通貨で行われる。

居住者と非居住者との間の外国有価証券の取引に係わる金銭の決済は、全般的に、または個々の外国有価証券の種類に関してロシア連邦中央銀行による別段の定めがなければ、ロシア連邦通貨および外国通貨で行われる。

9. 外国有価証券（外国有価証券によって証明された権利）の取得および譲渡に係わる決済および振込を含む、自然人である居住者と非居住者との間の外国有価証券による外国為替取引は、それらの 1 暦年内の合計金額が 15 万米ドル以下であれば、制限なく行われる。外国有価証券（外国有価証券によって証明された権利）の取得および譲渡に係わる決済および振込を含む、自然人である居住者と非居住者との間の外国有価証券による外国為替取引が、それらの 1 暦年内の合計が 15 万米ドル以上の金額で行われる場合には、ロシア連邦中央銀行が居住者または非居住者による特別口座の使用に関する要求を設定することができる。（連邦法 2005 年 7 月 18 日付第 90-FZ 号、2006 年 7 月 26 日付第 131-FZ 号による文言）

10. ロシア連邦中央銀行はロシア連邦政府と合意の上で、本条第5項および第6項に定める引当金繰入に関する要求を設定する。

ロシア連邦政府はロシア連邦中央銀行の当該法規案を受領した日から7労働日以内に引当金繰入に関する要求の設定についてのロシア連邦中央銀行の提案に同意するか、または理由を明記した同意拒否を提示しなければならない。

11. ロシア連邦中央銀行は本条で規定された要求を金融機関の銀行取引に適用する際の特異事項を定めることができる。

第9条 居住者間の外国為替取引

1. 居住者間の外国為替取引は禁止される。ただし、以下を除く：

1) 本連邦法第1条第1項第9号g) およびh)、本条第2～5項、第12条第6項および第6.1項、第14条第2項第10～12段落および第3項で規定された取引；（連邦法2013年7月2日付第155-FZ号、2015年6月29日付第181-FZ号、2017年12月28日付第427-FZ号、2019年12月2日付第398-FZ号、2021年6月28日付第224-FZ号、2022年12月5日付第511-FZ号による文言）

2) 免税店での決済、国際輸送時における輸送手段の運行途中での乗客への商品の販売およびサービス提供時における決済に係わる取引；

3) 商品の引渡、役務の履行、サービスの提供、情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡に係わる非居住者との契約の締結および履行または履行に関連したサービスを受託者（代理人、受任者）が提供する際の受託者（代理人、受任者）と委託者（本人、委任者）の間の取引（委託者〔本人、委任者〕に金銭〔その他の資産〕を払い戻す取引を含む）；（連邦法2011年2月7日付第8-FZ号、2022年12月5日付第511-FZ号による文言）

4) ロシア連邦から持ち出される、またはロシア連邦に持ち込まれる貨物の運送、貨物のロシア連邦領内の通過に係わるサービスを運輸業者、運送業者および傭船業者が提供する場合における運輸、運送および傭船（チャーター）契約、ならびに上記の貨物の保険契約に係わる取引；

5) ロシア連邦法にもとづいて設立された証券保管機構においてこのような有価証券に対する権利が管理されることを条件とする、取引所取引で行われる外国有価証券の取引；（連邦法2005年7月18日付第90-FZ号、2011年11月21日付第327-FZ号による文言）

6) ロシア連邦法にもとづいて設立された証券保管機構においてこのような有価証券に対する権利が管理されること、およびロシア連邦通貨で決済することを条件とするか、または本項第21号に記載された決済を行うことを条件とする、外国有価証券の取引；（連邦法2005年7月18日付第90-FZ号、2018年12月18日付第474-FZ号による文言）

7) ロシア連邦法にもとづき、外国通貨で、連邦予算、連邦構成主体予算、地方予算への義務として為すべき納付（税金、課徴金およびその他の納付）に関連した取引；

8) 手形を除く、外国有価証券（抵当証券を含む）に関する支払に係わる取引；（1項追加—2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）

9) ロシア連邦領外への業務出張に係わる自然人の費用の支払および（または）補償の際の取引、ならびに業務出張と関連して供与されたが、支出されなかった前払金の返却の際の取引；（1項追加—2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）

10) ロシア連邦予算法にもとづくロシア連邦予算システムの予算を執行する際の外貨建て取引；（1項追加－2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）（連邦法2013年7月2日付第155-FZ号、2019年12月27日付連邦法第457-FZ号による文言）

11) ロシア連邦領外にある、ロシア連邦外交代表部、領事機関、国際（国家間、政府間）機関に属するロシア連邦常設代表部、その他のロシア連邦公式代表部および連邦行政機関代表部の活動を実施するための外国通貨の決済および振込が行われる取引；（1項追加－2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）（連邦法2013年7月2日付第155-FZ号、2017年12月28日付第427-FZ号による文言）

12) 自然人である居住者が他の自然人である居住者のために、ロシア連邦からロシア連邦領外にある銀行に開設されたその者の口座に、1つの公認銀行を経由して1取引日で、ロシア連邦中央銀行が自然人である居住者の口座から現金を引き落とし日の公式レートで5,000米ドル相当の金額を超えない金額の外国通貨を振り込むこと。ただし、本項第17および31号に定める場合を除く；（1項追加－2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）（連邦法2007年7月5日付第127-FZ号、2013年7月2日付第155-FZ号、2019年8月2日付第265-FZ号による文言）

13) 自然人である居住者がロシア連邦領外にある銀行に開設された口座（預金）から、ロシア連邦に向けて、他の自然人である居住者のために公認銀行にあるその者の口座に外国通貨を振り込むこと；（1項追加－2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）（連邦法2013年7月2日付第155-FZ号、2019年8月2日付第265-FZ号による文言）

14) 移動中に行われる業務または出張業務の性格を有する業務に恒常的に従事する従業員のロシア連邦領外への業務旅行に関連した費用の支払および（または）補償に係わる取引；（1項追加－2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）

15) 被信託人が行う、本条本項および第3項に定める取引；（1項追加－2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）

16) 交通機関とロシア連邦領外に所在する自然人、ならびにロシア連邦法にしたがって設立された法人の支店、代表部およびその他の部門との間における旅客の運送契約にもとづく決済に係わる取引；（1項追加－2006年12月30日付連邦法第267-FZ号）

17) 自然人である居住者が、公認銀行に開設された口座から、その夫または妻、あるいは近親者（直系の親族〔両親、子供、祖父、祖母、孫〕、実の姉妹および異父または異母兄弟・姉妹、養父母および養子・養女）である、他の自然人である居住者のために、公認銀行またはロシア連邦領外にある銀行に開設された口座に外国通貨を振り込むこと；（1項追加－2007年7月5日付 №127-FZ号）（2013年7月2日付連邦法第155-FZ号による文言）

18) ロシア連邦領外にある、ロシア連邦外交代表部、領事機関、国際（国家間、政府間）機関に属するロシア連邦常設代表部、その他のロシア連邦公式代表部および連邦行政機関代表部の口座への、ロシア連邦領外での活動に関連した機能を自らの代表者または代表部を介して実行する連邦行政機関、連邦法にもとづき上記のロシア連邦公式代表部および常設代表部の口座を利用する権利を有する機関、および外国国家にあるロシア連邦通商代表部の活動を司る連邦行政機関との間で外国国家にあるロシア連邦通商代表部での代表者の業務条件に関する協定を締結した機関によって公認銀行に開設された口座からの、貸金の支払およびロシア連邦領外での自らの代表者および職員の活動を維持することに関連したその他の支払、ならびにその出張に関連した費用の支払および（または）補償のための外国通貨の振込が行われる取引；（1項追加－2008年7月22日付連邦法第150-FZ号）（連邦法2017年12月28日付第427-FZ号、2021年6月28日付第224-FZ号による文言）

19) ロシア連邦領外にある、ロシア連邦外交代表部、領事機関、国際（国家間、政府間）機関に属するロシア連邦常設代表部、その他のロシア連邦公式代表部および連邦行政機関代表部の口座から、本項第 18 号に記載された連邦行政機関および機関が開設した口座への、本項第 18 号にもとづいて換金された外国通貨の振込が行われる取引；（1 項追加－2008 年 7 月 22 日付連邦法第 150-FZ 号）（2017 年 12 月 28 日付連邦法第 427-FZ 号による文言）

20) 2011 年 2 月 7 日付ロシア連邦法第 7-FZ 号「クリアリング、クリアリング業務および中心的取引相手について」（以下、「連邦法第 7-FZ 号「クリアリング、クリアリング業務および中心的取引相手について」」）にもとづく、資産プールに預託された分を含む、個人的、集团的クリアリング担保金および（または）その他の担保金の預託および返還に関連する取引；（1 項追加－2011 年 2 月 7 日付連邦法第 8-FZ 号）（連邦法 2015 年 6 月 29 日付第 210-FZ 号、2017 年 7 月 18 日付第 176-FZ 号による文言）

21) 連邦法「クリアリング、クリアリング業務および中心的取引相手について」にもとづいて実施されるクリアリングの結果に係わる決済に関連する取引；（1 項追加－2011 年 2 月 7 日付連邦法第 8-FZ 号）（2017 年 7 月 18 日付連邦法第 176-FZ 号による文言）

22) 連邦法「クリアリング、クリアリング業務および中心的取引相手について」にもとづいて実施されるクリアリングの結果に関連して履行することが義務となっている契約の締結および履行に係わるサービスを、受託者（代理人、受任者）が提供した場合における受託者（代理人、受任者）と委託者（本人、委任者）との間の取引（委託者〔本人、委任者〕に金銭〔その他の資産〕を払い戻す取引を含む）；（1 項追加－2011 年 2 月 7 日付連邦法第 8-FZ 号）（2017 年 7 月 18 日付連邦法第 176-FZ 号による文言）

23) 現先取引、デリバティブ（派生的）金融商品である契約の履行および（または）停止に関連した取引。ただし、契約当事者の内の一方が公認銀行または有価証券市場の職業的な参加者であることを条件とする；（1 項追加－2011 年 2 月 7 日付連邦法第 8-FZ 号による文言）（2018 年 12 月 18 日付連邦法第 474-FZ 号による文言）

24) 現先取引、デリバティブ（派生的）金融商品である契約、および（または）基本協定（統一契約）で規定された条件で締結された、その他の種類の契約で定められた義務の履行の担保となる外貨建て資産の取得および譲渡に係わる取引。ただし、契約当事者の内の一方が公認銀行または有価証券市場の職業的な参加者であることを条件とする；（1 項追加－2015 年 12 月 30 日付連邦法第 430-FZ 号）

25) ロシア連邦領外において、本連邦法第 12 条第 8 項第 1 段落に記載された自然人である居住者同士の間で、および 1 暦年間に於いてロシア連邦領外での滞在期間が総計 183 日間を超える自然人である居住者とロシア国立高等教育機関およびロシア連邦領外にあるその分校である法人である居住者との間で、教育に関する契約に関連して行われる取引；（1 項追加－2017 年 12 月 28 日付連邦法第 427-FZ 号）（2019 年 8 月 2 日付連邦法第 265-FZ 号による文言）

26) 自然人である居住者と法人である居住者との間で締結された、ロシア連邦領外での自然人である居住者による労働義務の履行を定めた労働契約にもとづいて、ロシア連邦領外において行われる、自然人である居住者への外国通貨による賃金の支払およびその他の支払に係わる取引；（1 項追加－2018 年 3 月 7 日付連邦法第 44-FZ 号）

27) ロシア連邦領内の公認銀行に開設された、以下の自然人である居住者の口座への、以下の振込に係わる取引：

ロシア連邦領外にある、ロシア連邦外交代表部、領事機関、国際（国家間、政府間）機関に属するロシア連邦常設代表部、その他のロシア連邦公式代表部および連邦行政機関代表部の職員（従業員）、ロシア連邦領外にある連邦行政機関の代表（ロシア連邦領外にある連邦行政機関の副代表）、ならびにロシア連邦領外にある、ロシア連邦国家機関の代表部、支部の職員（従業員）である自然人である居住者の口座への、上記

の職員（従業員、代表、副代表）と締結した職務契約、契約、労働契約にしたがい、上記の職員（従業員、代表、副代表）がロシア連邦領外で職務上の義務または労働義務を履行したことに係わり、その支払いがロシア連邦法で規定されている、割増金を含む月間職務給、手当、金銭給与、職務給および職務給への割増金（割増金を設定する根拠がある場合）、給与およびその他の外国通貨による金額、ならびに、滞在国の権限ある機関からの付加価値税およびその他の税金の還付金で、上記の職員（従業員、代表、副代表）が受け取るべき金額の、振込；

ロシア連邦領外で自らの職務上の義務または労働の義務を履行することが盛り込まれた、連邦行政機関との間で締結された職務契約、契約、労働契約にもとづいて、また軍人たる自然人である居住者の場合には軍人をロシア連邦領外に派遣する権限を有する役職者の決定にもとづいて、連邦行政機関によりロシア連邦領外に技術支援、その他の義務を履行するために派遣された、自然人である居住者の口座への、外国通貨による手当、金銭給与、給与およびその他の支払の振込；（1項追加－2018年3月7日付連邦法第44-FZ号）

28) 相続により外貨建て資産を受領すること、および外貨建て資産を遺産として遺産の受取人に譲渡することに係わる取引；（ロシア連邦民法典第12320-3条）；（1項追加－2018年5月23日付連邦法第117-FZ号）

29) ビジネスリスクおよび（または）政治的リスクに対する輸出信用保険および投資保険契約による保険料支払、保険金支払に係わる取引、報酬の支払および対外貿易契約に関する非居住者の義務の履行を担保する商取引での外国通貨の支払に係わる取引。これらの取引については、ロシア連邦政府が2003年12月8日付ロシア連邦法第164-FZ号「対外貿易活動国家規制の基礎について」にもとづいて定めた、ビジネスリスクおよび（または）政治的リスクに対する輸出信用および投資の保険および担保に係わる活動の実施手順で規定されている；（1項追加－2018年7月29日付連邦法第246-FZ号）（2018年11月28日付連邦法第452-FZ号による文言）

30) ロシア連邦の法令により連邦予算執行、ロシア連邦予算システム予算執行の出納業務に係わる法執行の機能を遂行する権限が与えられている連邦行政機関に、ロシア連邦の予算関連法令にもとづいてその個人口座が開設されている居住者の、公認銀行に開設された口座からの、上記連邦行政機関のために公認銀行内に開設された口座に（その口座が対象とする通貨で）、または刑事訴訟手続き分野の権限を行使する連邦国家機関のために公認銀行内に開設された口座に、外国通貨の振込が行われる取引；（1項追加－2018年7月29日付連邦法第247-FZ号）（2021年2月24日付連邦法第20-FZ号による文言）

31) 自然人である居住者による、公認銀行に開設された自分の口座（預金）からの、1暦年間に於いてロシア連邦領外での滞在期間が総計183日間を超え、法人を設立することなく、滞在国の法令にしたがって企業活動を行っている自然人である居住者が引き渡した商品、履行した役務、提供したサービス、引き渡した情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）に対する支払のための、ロシア連邦領外にある銀行に開設された、当該自然人の口座（預金）への外国通貨の振込；（1項追加－2019年8月2日付連邦法第265-FZ号）

32) 本連邦法第19条第4.4項第2段落に記載されたリストに含まれる保険機関である居住者を除く、保険機関である居住者への、居住者と非居住者との間で締結された対外貿易契約上の、非居住者に引き渡した商品、その者のために履行した役務、その者に提供したサービス、その者に引き渡した情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）に対する義務を、非居住者が履行しなかった場合のリスクを付保する契約に係わる保険料の居住者による支払に係わる取引；（1項追加－2021年2月17日付連邦法第9-FZ号）

33) 本連邦法第19条第4.4項第2段落に記載されたリストに含まれる保険機関である居住者を除く、保険機関である居住者による、居住者と非居住者との間で締結された対外貿易契約上の、非居住者に引き渡した商品、その者のために履行した役務、その者に提供したサービス、その者に引き渡した情報、知的活動の成

果（それらに対する排他的権利を含む）に対する義務を、非居住者が履行しなかった場合のリスクを付保する契約に係わる保険金の居住者への支払に係わる取引；（1項追加－2021年2月17日付連邦法第9-FZ号）

34) ロシア連邦領外に所在し、保健分野でのサービスを提供する事業を行っているロシア連邦国営保健システムのロシア医療機関の支所と、自然人である居住者または法人である居住者との間での保健分野でのサービス提供に関わる契約の一環として、ロシア連邦領外で行われる取引。ただし、法人である居住者との外貨現金での決済またはロシア通貨現金での決済を除く；（1項追加－2022年7月14日付連邦法第353-FZ号）

2. 公認銀行同士が自らの名義で自己負担によって行う取引に係わる外国為替取引は、ロシア連邦中央銀行が定める手順によって行われる。

3. 以下に関連する、居住者と公認銀行との間の外国為替取引は制限なく行われる：

1) しかるべき契約による貸付と借款の受領および返済、利息および違約金の支払；

1.1) 貸付（借入）への出資金供与協定に係わる金銭の提供、貸付（借款）への出資金供与協定に係わる金銭の譲渡（返済）；（1項追加－2022年5月1日付連邦法第132-FZ号）

2) 銀行口座（銀行預金）への居住者の金銭の入金（要求払い、一定期間）および銀行口座（銀行預金）からの居住者の金銭の受領（要求払い、一定期間）；

3) 銀行保証、および居住者による質権設定保証契約に係わる義務の履行；

4) 居住者による公認銀行からの、これらの公認銀行または別の公認銀行が発行した手形の取得、支払のための手形の提示、返還請求の手順によるものを含む、手形に関する支払金の受領、手形に関する違約金の徴収、ならびに1997年3月11日付連邦法第48-FZ号「為替手形および一般手形について」に定める手順による居住者から公認銀行への上記の手形の譲渡；

5) 自然人による現金および現金以外の外国通貨、および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）のロシア連邦通貨および外国通貨での売買、ならびに外国（外国国家群）の紙幣の両替および交換、ロシア連邦領外の銀行に現金取立のために送られる外貨現金および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）の受入。ただし、個人が企業活動を行う目的のためではないこと；

6) 公認銀行への手数料の支払；

7) ロシア連邦法により銀行取引とされている、その他の外国為替取引。

4. 非居住者との対外貿易契約の条件にもとづいて、これらの非居住者に商品を引き渡し、その者のために役務を履行し、その者にサービスを提供し、その者に情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）を引き渡した者である居住者に支払われるべき外国通貨またはロシア連邦通貨での売掛債権が、金融エージェント（ファクタリング会社）である居住者に譲渡される根拠となった、居住者間で締結された売掛債権買取契約（ファクタリング契約）の枠内での外貨決済に係わる当該居住者間の外国為替取引は制限なく行われる。（1項追加－2015年6月29日付連邦法第181-FZ号）

5. 居住者との間で締結された外国貿易契約の条件により、これらの居住者に商品を引き渡し、その者のために役務を履行し、その者にサービスを提供し、その者に情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）を引き渡す者である非居住者による、または当該の外国貿易契約により居住者に対する債権のしかるべき権利保有者となっているその他の非居住者による、金融エージェント（ファクタリング会社）への債権の譲渡を定める締結済みの契約によりそうした金融エージェント（ファクタリング会社）とされている居住者に譲渡された外貨建て債権の支払いに関する決済に係わる、居住者同士の間の外国為替取引は制限なく行われる。（1項追加－2022年12月5日付連邦法第511-FZ号）

第10条 非居住者間の外国為替取引

1. 非居住者は、非居住者同士の間での、ロシア連邦領外にある銀行の口座（預金）から公認銀行の銀行口座（銀行預金）への、または公認銀行の銀行口座（銀行預金）からロシア連邦領外にある銀行または公認銀行の口座（預金）への外国通貨およびロシア連邦通貨の振込を制限なく行うことができる。（2013年7月2日付連邦法第155-FZ号による文言）

1.1. 非居住者はロシア連邦領内において、非居住者間で制限なく、銀行口座を開設することなく、ロシア連邦法で規定された現金決済の限度額を踏まえたうえで、外国通貨およびロシア連邦通貨の振込、外国通貨またはロシア連邦通貨現金の決済を行うこと、ならびに、銀行口座を開設することなく、ロシア連邦領内から外国通貨およびロシア連邦通貨の振込を行うこと、銀行口座を開設することなく、ロシア連邦領内で外国通貨およびロシア連邦通貨の振込を受けることができる。（1項追加—2011年6月27日付連邦法第162-FZ号）（2018年8月3日付連邦法第293-FZ号による文言）

2. 非居住者はロシア連邦領内において、ロシア連邦反独占法およびロシア連邦有価証券市場法に定める要求を踏まえたうえで、非居住者間で国内有価証券による外国為替取引を行うことができる。（2006年7月26日付連邦法第131-FZ号による文言）

3. ロシア連邦領内における非居住者間のロシア連邦通貨による外国為替取引は、ロシア連邦領内に開設された銀行口座（銀行預金）を介して、本条第1.1項に定める場合を除き、本ロシア連邦法第13条で規定する手順で行われる。（2011年6月27日付連邦法第162-FZ号による文言）

第11条 ロシア連邦国内外国為替市場

1. 外国通貨および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）の売買は、ロシア連邦では公認銀行および国営開発公社「VEB.RF」を介してのみ行われる。（連邦法2017年12月29日付第470-FZ号、2018年11月28日付第452-FZ号による文言）

2. ロシア連邦中央銀行は金融機関に対して、外国通貨および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）の売買を行う際の手続き、ならびに金融機関が外国通貨の対ロシア連邦通貨為替レートおよび（または）クロスレート（多通貨間交換レート）に関する情報を掲載する際の要求を定める。（2018年12月18日付連邦法第474-FZ号による文言）

自然人が外国通貨現金および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）の売買を行う際の身元確認に関する要求は、連邦法で定める場合を除き、これを設定してはならない。

身元確認情報は、自然人が外国通貨現金および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）の売買を行う際に作成される書類に、自然人本人の要請により記入されてもよい。

3. ロシア連邦中央銀行は、本連邦法第9条第3項第5号ならびに本条第5および第6項に定める、外国通貨現金および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）の売買を行う場合を除き、自然人ではない居住者、および非居住者による、外国通貨現金および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）の売買の、以下を設定することができる手順を定める：

1) 居住者および非居住者による特別口座の利用に関する要求；

2) 居住者が購入する外国通貨の金額の100%相当を超えない金額を、外国通貨を購入する日まで60暦日以内の期限で引当金繰入を行うことに関する要求；

3) 非居住者が、売却する外国通貨の金額の20%相当を超えない金額を、1年以内の期限で引当金繰入を行うことに関する要求；

4. ロシア連邦中央銀行は本条第3項第2号および第3号に規定する要求を一つの種類の外国為替取引に同時に設定することはできない。

5. 本条第3項にもとづいて設定された要求は、公認銀行が外国通貨現金および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）の売買を行う場合、ならびに自然人が、企業活動を行う目的以外で、外国通貨現金および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）の売買を行う場合には適用されない。

6. 本条第3項にもとづいて設定された要求は、外国通貨現金および額面価格が外貨で表示された小切手（トラベラーズチェックを含む）の売買がそのために行われるような外国為替取引の実施について引当金繰入に関する要求がすでに設定されている場合には、適用されない。

第12条 ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関内の居住者の口座（預金）。銀行口座を開設することなく、外国の決済サービスプロバイダーが居住者に提供した電子決済手段によって行われる金銭の振込

1. 2013年5月7日付連邦法第79-FZ号「特定のカテゴリの者に、ロシア連邦領外にある外国の銀行に口座（預金）を開設し、所有し、現金および資産を保管し、外国の金融商品を所有および（または）使用することの禁止について」に規定する場合を除き、居住者はロシア連邦領外にある銀行、および居住者からの金銭の募集、ならびに居住者のためにまたは直接的もしくは間接的に居住者の負担で、金銭またはその他の金融資産の保管、管理、投資および（もしくは）その他の取引の実行に係わるサービスを提供する権利をその属人法によって有しているその他の金融市場の機関（以下、「その他の金融市場機関」）に制限なく口座（預金）を開設し、また、銀行口座を開設することなく、外国の決済サービスプロバイダーが居住者に提供した電子決済手段を利用して金銭の振込を行う。（連邦法2013年7月2日付第155-FZ号、2019年8月2日付第265-FZ号、2020年12月30日付第499-FZ号による文言）

2. 本条第8項に定める場合を除き、居住者は、本条第1項に記載した口座（預金）の開設（閉鎖）および口座（預金）の詳細情報の変更について、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場の機関内の当該口座（預金）を開設（閉鎖）し、または口座（預金）の詳細情報を変更した日から1カ月以内に、自分の登記地の税務機関に対して、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関が承認する書式で通告しなければならない。（連邦法2007年10月30日付第242-FZ号、2017年12月28日付第427-FZ号、2019年8月2日付第265-FZ号による文言）

本連邦法においては、以下を居住者の登記地の税務機関とする：（1段落追加—2017年12月28日付連邦法第427-FZ号）

法人である居住者については、その所在地の税務機関、または高額納税者としての登記地の税務機関；（1段落追加—2017年12月28日付連邦法第427-FZ号）（2022年7月14日付連邦法第353-FZ号による文言）

自然人である居住者については、その居住地の税務機関（当該居住者にロシア連邦領内の居住地が存在しない場合、その滞在地の税務機関）または高額納税者としての登記地の税務機関；居住者・個人がロシア連邦領内に居住地（滞在地）を有しない場合には、その者に帰属する不動産物件の所在地の税務機関（当該居住者が複数の不動産物件を所有している場合には、当該居住者に帰属する不動産物件の内、その者が選んだ1軒の所在地の税務機関）（1段落追加—2017年12月28日付連邦法第427-FZ号）（2022年7月14日付連邦法第353-FZ号による文言）

ロシア連邦領内に自然人である居住者の居住地（滞在地）、不動産物件がない場合には、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場の機関内の口座（預金）の開設（閉鎖）および口座（預金）の詳細情報の変更についての通告は、自然人である居住者が自ら選択した任意の税務機関に提出する。（1段落追加－2017年12月28日付連邦法第427-FZ号）（2022年7月14日付連邦法第353-FZ号による文言）

上記の通告の書式、フォーマットおよび提出方法は、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関によって承認される。（1段落追加－2017年12月28日付連邦法第427-FZ号）

3. 居住者は、本条第1項に記載されていない場合には、ロシア連邦中央銀行が定める手順により、ロシア連邦領外の銀行に口座（預金）を開設する。この際、その手順には、開設される口座（預金）の事前登録に関する要求を設定することができる。

居住者は自分の登記地の税務機関に対して、本項に記載した口座（預金）の閉鎖について、ロシア連邦領外の銀行との口座（預金）開設に関する契約が終了した日から1カ月以内に、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関が承認した書式で通告しなければならない。

4. 居住者は公認銀行内の自分の口座（預金）またはロシア連邦領外にあるその他の外国通貨および（または）ロシア連邦通貨建ての自分の口座から（預金から）、ロシア連邦領外にある銀行に開設された外国通貨および（または）ロシア連邦通貨建ての自分の口座（預金）に金銭を振り込むことができる。（2017年12月28日付連邦法第427-FZ号による文言）

公認銀行内の自分の口座（預金）からロシア連邦領外の銀行に開設された自分の口座（預金）への居住者による金銭の振込は、ロシア連邦中央銀行が定める手順にしたがって行われる。その手順には、実施される外国為替取引金額の100%相当を超えない金額を、外国為替取引が行われる日まで60暦日以内の期限で居住者が引当金繰入を行うことに関する要求のみを設定することができる。

公認銀行内の自分の口座から（預金から）ロシア連邦領外の銀行に開設された自分の口座（預金）への法人である居住者による金銭の振込は、最初の振込の際に、法人である居住者の登記地の税務機関に口座（預金）の開設に関する、その通告が受理されたとの注記が付されている通告を提示した上で行われる。ただし、外国国家の法律にしたがって要求され、上記の口座（預金）の開設の条件に関連した取引は除く。（2017年12月28日付連邦法第427-FZ号による文言）

本条第3項にしたがって口座（預金）の事前登録に関する要求が設定される場合、ロシア連邦領外の銀行に開設された自分の口座（預金）への居住者による金銭の振込は、最初の振込に際して登録文書を公認銀行に提示した上で行われる。

ロシア連邦中央銀行が定める場合には、ロシア連邦領外にあるのその他の金融市場機関に開設された居住者の口座（預金）に金銭を入金したり、または、このような口座から金銭を引き落とししたりすることができる。（1段落追加－2019年8月2日付連邦法第265-FZ号）

居住者は銀行口座を開設することなく、外国の決済サービスプロバイダーが提供する電子決済手段を利用して振込を行うことができる。ただし、商品（役務、サービス）、知的活動の成果の代金支払のために、ロシア連邦領内に銀行口座を開設することなく、金銭を振り込むためのこのような電子決済手段の採用、ならびに対外貿易事業の実施および（または）借入契約と関連した金銭の銀行口座開設なしでの振込のためにこのような電子決済手段を利用する取引を除く。（1段落追加－2020年12月30日付連邦法第499-FZ号）

商品（役務、サービス）、知的活動の成果の代金の支払を目的とした、ロシア連邦領内での銀行口座開設なしでの金銭振込のための外国の決済サービスプロバイダーが居住者に提供した電子決済手段の採用に対する制限を定める本項第6段落の規定は、外国の決済システムの規則にもとづいて提供されるペイメントカードには適用されない。（1段落追加－2020年12月30日付連邦法第499-FZ号）

5. 本条第4項に記載された場合のほかにも、ロシア連邦領外の銀行に開設された居住者の口座（預金）には、当該の口座（預金）の残高に対する利息、口座（預金）を開設した際に当該銀行の規則によって要求される最低入金額としての金銭、口座（預金）に入金される現金、当該の口座（預金）に入金された金銭を使用した外国為替取引の結果として受領された金銭、居住者の滞在国の権限ある機関が返還した税金額、本連邦法本条第6.1項第1号、第1条第1項第9号g）およびh）、第9条第1項第10～12号、第16～18号、第25、26、28、31および34号、第14条第2項第6～9段落および第15段落、第3項第2および第3号、第19条第2項第1号に定める場合に受領された金銭が入金される。（連邦法2005年7月18日付第90-FZ号、2006年12月30日付第267-FZ号、2007年7月5日付第127-FZ号、2008年7月22日付第150-FZ号、2013年7月2日付第155-FZ号、2014年7月21日付第218-FZ号、2017年12月28日付第427-FZ号、2018年3月7日付第44-FZ号、2018年5月23日付第117-FZ号、2019年8月2日付第265-FZ号、2022年7月14日付第353-FZ号による文言）

本項第1段落に記載された場合のほかにも、ロシア連邦領外の銀行に開設された居住者の口座（預金）には、当該居住者と非居住者との間で締結された、本連邦法第19条第1項第1号に定める要求の適用対象ではなくなった、対外貿易契約に係わるロシア連邦通貨および外国通貨の金銭が入金される。（1段落追加－2019年8月2日付連邦法第265-FZ号）（2021年6月28日付連邦法第223-FZ号による文言）

本項第1段落に記載された場合のほかにも、ロシア連邦領外の銀行に開設された自然人である居住者の口座には、非居住者から受領した以下の金銭を入金することができる：（1段落追加－2005年7月18日付連邦法第90-FZ）（2014年7月21日付連邦法第218-FZ号による文言）

自然人である居住者が非居住者との間で締結した労働契約に係わる自らの労働義務をロシア連邦領外で履行したことに関連した賃金およびその他の支払金として支払われる金銭、ならびに自然人である居住者が非居住者との間で締結した労働契約に係わる自らの労働義務をロシア連邦領外で履行する一環として行われた業務出張に係わる自然人である居住者への支払および（または）費用の補償として支払われる金銭；（1段落追加－2014年7月21日付連邦法第218-FZ号）

外国国家の裁判所の決定にしたがって支払われる金銭。ただし、国際商事仲裁裁判所の決定は除く；（1段落追加－2014年7月21日付連邦法第218-FZ号）

年金、奨学金、養育費およびその他の社会的な性格の支払金の形で支払われる金銭；（1段落追加－2014年7月21日付連邦法第218-FZ号）

保険引受会社である非居住者が行う保険給付の形での金銭。ただし、1992年11月27日付ロシア連邦法第4015-I号「ロシア連邦における保険事業体制について」にもとづいて、ロシア連邦領内で保険事業を行う権利を有する保険引受人である非居住者が行う保険給付を除く；（1段落追加－2014年7月21日付連邦法第218-FZ号）（2021年7月2日付連邦法第343-FZ号による文言）

自然人である居住者により以前に支払われた金銭を返却する形で支払われる金銭。これには間違っ振り込まれた金銭の返済、自然人である居住者が以前に非居住者から購入した商品を非居住者に返品した場合の払戻金、当該非居住者に支払い済みのサービスの対価の払戻金を含む。（1段落追加－2014年7月21日付連邦法第218-FZ号）

ロシア連邦領外にある銀行に開設された居住者の口座に登録されている貴金属の売却収入の形で、公認銀行の口座を迂回して、外国国家の法律の要求によって支払われる金銭。（1段落追加－2019年8月2日付連邦法第265-FZ号）

本条第4項に記載された場合のほかにも、ロシア連邦領外にある銀行に開設された、法人である居住者の代表部または支部の口座には、非居住者から受領した以下の金銭を入金してもよい：（1段落追加－2020年7月31日付連邦法第291-FZ号）

以前に非居住者から購入した商品を、法人である居住者の代表部または支部が当該の非居住者に返品する場合において、以前に法人である居住者の代表部または支部が支払った金銭を返却する手順で支払われる金銭、ならびに、法人である居住者の事業の実施と関連する取引（対外貿易事業が実施される取引を除く）に係わるサービスが提供されなかった、またはしかるべき形で提供されなかった場合において、法人である居住者の代表部または支部が当該の非居住者に支払い済みのサービスの対価の払戻金。；（1段落追加－2020年7月31日付連邦法第291-FZ号）

建物の賃貸契約の担保として以前に法人である居住者の代表部または支部が入金した金銭の払戻金；（1段落追加－2020年7月31日付連邦法第291-FZ号）

法人である居住者が自らの代表部または支部に分与した輸送機材および（または）その他の資産の売買契約（対外貿易事業が実施される取引を除く）と関連して法人である居住者の代表部または支部に支払われる金銭；（1段落追加－2020年7月31日付連邦法第291-FZ号）

保険業者である非居住者によって行われる保険金支払の形で支払われる金銭。（1段落追加－2020年7月31日付連邦法第291-FZ号）

本条第4項および本項に記載された場合以外に、ロシア連邦中央銀行の規準文書、外国国家または外国国家の連合体の法令にもとづいて、1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」第51.5条に定める契約が非居住者と締結され、この契約の義務の履行を保証する担保を差し入れることが義務付けられている場合には、ロシア連邦領外にある銀行に開設された、有資格投資家または有価証券市場の職業的な参加者である法人である居住者の口座に、非居住者からの以下の金銭を入金してもよい：（1段落追加－2021年7月2日付連邦法第353-FZ号）

金融契約にもとづく義務履行の担保として提供される金銭；（1段落追加－2021年7月2日付連邦法第353-FZ号）

当該の居住者が以前に支払った金銭の返金として支払われる金銭。これには間違っ振り込まれた金銭の返却、および金銭が金融契約の義務履行の担保の対象ではなくなった場合における金銭の返却を含む；（1段落追加－2021年7月2日付連邦法第353-FZ号）

金融契約の義務履行の担保として差し入れられたか、またはその金銭および（または）その他の資産が本連邦法にもとづいてその口座に入金された後に当該居住者の口座で管理されている金銭もしくはその他の資産の金額に対する利息、クーポン、配当金またはその他の収入として、支払われる金銭；（1段落追加－2021年7月2日付連邦法第353-FZ号）

担保権を執行する場合において、金融契約の義務履行の担保物件の売却による収入として支払われる金銭；（1段落追加－2021年7月2日付連邦法第353-FZ号）

金融契約の義務履行の担保として差し入れられたか、またはその有価証券が本連邦法にもとづいてその口座に入金された後に当該居住者の口座で管理される有価証券について、有価証券の償還額（一部償還額）として、ならびに有価証券の発行者によるその買戻し代金として、競争的提案を含む自発的提案、強制的提案、もしくはそれ以外の根拠による有価証券の強制的譲渡にもとづく有価証券の売却代金として、もしくは清算される会社の資産の株主間での分配による収入として、支払われる金銭。（1段落追加－2021年7月2日付連邦法第353-FZ号）

5.1. ユーラシア経済連合（EAEU）の加盟国である国家の領内にある銀行、または金融情報が自動的に交換される外国国家の領内にある銀行に開設された口座には、外国国家の政府機関である居住者との融資契約および借入契約、ならびにEAEUの加盟国の居住者または金融情報を自動的に交換できる外国国家の居住者との

間で2年以上の期限で締結された融資契約および借入契約により受領した金銭が入金される。(連邦法 2019 年 12 月 2 日付第 398-FZ 号、2020 年 7 月 31 日付第 291-FZ 号による文言)

段落。(失効-2019 年 12 月 27 日付連邦法第 457-FZ 号)

段落。(失効-2019 年 12 月 27 日付連邦法第 457-FZ 号)

段落;(失効-2015 年 11 月 28 日付連邦法第 350-FZ 号)

段落;(失効-2019 年 12 月 27 日付連邦法第 457-FZ 号)

段落;(失効-2019 年 12 月 27 日付連邦法第 457-FZ 号)

段落;(1 段落追加-2015 年 11 月 28 日付連邦法第 350-FZ 号)(失効-2019 年 12 月 27 日付連邦法第 457-FZ 号)

段落;(1 段落追加-2017 年 12 月 28 日付連邦法第 427-FZ 号)(失効-2019 年 12 月 27 日付連邦法第 457-FZ 号)

段落;(1 段落追加-2017 年 12 月 28 日付連邦法第 427-FZ 号)(失効-2019 年 12 月 27 日付連邦法第 457-FZ 号)

(1 項追加-2014 年 7 月 21 日付連邦法第 218-FZ 号)

5.2. 本条第 5.1 項に記載された場合のほかにも、ロシア連邦領外にある銀行に開設された自然人である居住者の口座(預金)に、その銀行が EAEU 加盟国の領内、または金融情報が自動的に交換される外国国家の領内にある場合には、非居住者から受領した金銭を制限なく入金できる。(1 項追加-2019 年 8 月 2 日付連邦法第 265-FZ 号)(2020 年 7 月 31 日付連邦法第 291-FZ 号による文言)

6. 法人である居住者は、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関に開設された口座(預金)で、本連邦法にもとづいて入金された金銭を使って制限なく外国為替取引を行うことができる。ただし、本条第 6.1 項に記載された外国為替取引以外の、居住者間の外国為替取引は除く。(連邦法 2005 年 7 月 18 日付第 90-FZ 号、2019 年 8 月 2 日付第 265-FZ 号による文言)

自然人である居住者は、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関に開設された口座(預金)に、本連邦法にもとづいて入金された資金を使って制限なく外国為替取引を行うことができる。ただし、居住者間の禁止された外国為替取引は除く。(連邦法 2017 年 12 月 28 日付第 427-FZ 号、2019 年 8 月 2 日付第 265-FZ 号による文言)

6.1. 本条第 6 項に記載された資金による、以下の外国為替取引は、居住者間で制限なく行われる:

1) ロシア連邦領外にある、ロシア連邦外交代表部、領事機関、国際(国家間、政府間)機関に属するロシア連邦常設代表部、その他のロシア連邦公式代表部および連邦行政機関代表部の職員(従業員)への、上記の職員(従業員)と締結した職務契約(職務契約への変更)、労働契約にしたがう、割増金を含む月間職務給、手当、職務給および職務給への割増金(割増金を設定する根拠がある場合)および上記の職員(従業員)がロシア連邦領外で職務(労働)上の義務を履行したことに係わる、その支払がロシア連邦法で規定されている、その他の外国通貨による金額、さらに、滞在国の権限ある機関からの付加価値税およびその他の税金の還付金の、上記の職員(従業員)およびその同居家族が受け取るべき金額の支払に係わる取引;(2017 年 12 月 28 日付連邦法第 427-FZ 号による文言)

2) 法人である居住者のロシア連邦領外にある代表部または支部の職員への賃金の支払に係わる取引;(2018 年 3 月 7 日付連邦法第 44-FZ 号による文言)

3) 本項第1号および第2号に記載した職員の、本項第1号および第2号に記載した代表部または支部、施設および機関の所在地の国の領土、およびロシア連邦領を除く、その国の領外への出張に関連した費用の支払および（または）補償に係わる取引。（2018年3月7日付連邦法第44-FZ号による文言）

4) 第1条第1項第9号g)およびh)、第9条第1項第10、11、16、18、19、26号、第14条第2項第6～9段落に記載した取引。（連邦法2006年12月30日付第267-FZ号、2008年7月22日付第150-FZ号、2013年7月2日付第155-FZ号、2018年3月7日付第44-FZ号、2019年8月2日付第265-FZ号による文言）
(1項追加—2005年7月18日付連邦法第90-FZ号)

7. 自然人である居住者、ロシア連邦領外にあるロシア連邦外交代表部、領事機関、国際（国家間、政府間）機関に属するロシア連邦常設代表部、その他のロシア連邦公式代表部および連邦行政機関代表部を除く居住者は、ロシア連邦政府がロシア連邦中央銀行の合意を得て定めた手順により、自分の登記地の税務機関に対して、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関の口座（預金）における金銭およびその他の金融資産の動向に関する報告書、および銀行口座を開設することなく行われた、外国の決済サービスプロバイダーから提供された電子決済手段による金銭の振込に関する報告書、ならびにそれを証明する書類を提出する。（連邦法2020年7月31日付第291-FZ号、2020年12月30日付第499-FZ号、2022年7月14日付第353-FZ号による文言）

経過した1暦年中におけるロシア連邦領外滞在期間が183日を超える自然人である居住者および本項第4段落に示す自然人である居住者を除く、自然人である居住者は、ロシア連邦政府がロシア連邦中央銀行の合意を得て定めた手順により、自分の登記地の税務機関に対して、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関の口座（預金）における金銭およびその他の金融資産の動向に関する報告書、および銀行口座を開設することなく行われた、外国の決済サービスプロバイダーから提供された電子決済手段による金銭の振込に関する報告書、ならびにそれを証明する書類を提出する。（連邦法2020年7月31日付第291-FZ号、2020年12月30日付第499-FZ号、2022年7月14日付第353-FZ号による文言）

自然人である居住者がロシア連邦領内に居住地（滞在地）および不動産を所有していない場合、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関の口座（預金）における金銭およびその他の金融資産の動向に関する報告書、および銀行口座を開設することなく行われた、外国の決済サービスプロバイダーから提供された電子決済手段による金銭の振込に関する報告書は、居住者が自ら選択した任意の税務機関に提出する。
(1段落追加—2022年7月14日付連邦法第353-FZ号)

ロシア連邦領外にある銀行またはその他の金融市場機関がユーラシア経済連合（EAEU）の加盟国である国家の領内、または金融情報を自動的に交換できる外国国家の領内にある場合、および、会計年度内に当該の口座（預金）に入金された（当該の口座〔預金〕から引き落とされた）金銭の総額が60万ルーブル、もしくは外貨で60万ルーブル相当額を超えないか、または会計年度内に当該の口座への入金がなく、当該の口座（預金）の会計年度末の金銭の残高が60万ルーブル、もしくは外貨で60万ルーブル相当額を超えない場合、自然人である居住者は、ロシア連邦領外にある銀行またはその他の金融市場機関に開設された口座（預金）における金銭およびその他の金融資産の動向に関する報告書を提出しない。（2020年7月31日付連邦法第291-FZ号による文言）

電子決済手段に入金される金銭の総額が会計年度内で60万ルーブル、もしくは外貨で60万ルーブル相当額を超えない場合には、居住者は、居住者により銀行口座が開設されることなく居住者の裁量下にある当該の電子決済手段によって行われた振込に関する報告書の税務機関に対する提出は行われない。（1段落追加—2020年12月30日付連邦法第499-FZ号）

本項第3段落および第4段落に定める場合において、外貨からロシア連邦通貨への換算は会計年度の12月31日のロシア連邦中央銀行のレートによって行う。（2020年12月30日付連邦法第499-FZ号による文言）

2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」に記載されたノンクレジット金融機関、信用調査所、信用格付機関、保険数理分析を行う者は、自分の登記地の税務機関に対して、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関の口座（預金）における金銭およびその他の金融資産の動向に関する報告書、および銀行口座を開設することなく行われた、外国の決済サービスプロバイダーから提供された電子決済手段による金銭の振込に関する報告書、ならびにそれを証明する書類を提出すると同時に、ロシア連邦中央銀行に対しても、ロシア連邦中央銀行が定める手順により証明書類とともに上記の報告書を提出する。（連邦法2020年7月31日付第291-FZ号、2020年12月30日付第499-FZ号、2021年7月2日付連邦法第359-FZ号による文言）

（本項は2019年8月2日付連邦法第265-FZ号による文言）

8. ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関での口座（預金）の開設、上記の口座（預金）における外国為替取引の実施、銀行口座を開設することなく行われた、外国の決済サービスプロバイダーから提供された電子決済手段による金銭の振込の実施、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関の口座（預金）における金銭およびその他の金融資産の動向に関する報告書、ならびに銀行口座を開設することなく行われた、外国の決済サービスプロバイダーから提供された電子決済手段による金銭の振込に関する報告書を提出する手順に関して本条に定める要求は、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関に口座（預金）を開設し、その口座を通して外国為替取引を行い、ロシア連邦中央銀行が定める手順により報告書を提出する公認銀行、1暦年間に於いてロシア連邦領外での滞在期間が総計183日間を超える自然人である居住者、ロシア連邦税法典第207条第4項第1段落に記載された自然人である居住者には適用されない。ただし、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関が上記のような自然人を、該当する納税期間におけるロシア連邦の税法上の居住者ではないと認定した場合に限る。

本項第1段落にもとづき、登記地の税務機関に対して、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関における口座（預金）の開設（閉鎖）、当該の口座（預金）の詳細情報の変更について通告せず、登記地の税務機関に対して、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関の口座（預金）における金銭およびその他の金融資産の動向に関する報告書、ならびに銀行口座を開設することなく行われた、外国の決済サービスプロバイダーから提供された電子決済手段による金銭の振込に関する報告書を提出せず、過去の1暦年間に於いてロシア連邦領外での滞在期間が総計183日間を超えない自然人である居住者（ロシア連邦税法典第207条第4項第1段落に記載された自然人である居住者で、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関が該当する納税期間におけるロシア連邦の税法上の居住者ではないと認めた自然人である居住者を除く）は以下の義務を負うものとする：

本条第2項にしたがい、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関が承認した書式により、該当暦年の翌年の6月1日までに、登記地の税務機関に対して、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関における口座（預金）の開設（閉鎖）、当該の口座（預金）の詳細情報の変更について報告する；

本条第7項にしたがって、登記地の税務機関に対して、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関の口座（預金）における金銭およびその他の金融資産の動向に関する報告書、ならびに銀行口座を開設することなく行われた、外国の決済サービスプロバイダーから提供された電子決済手段による金銭の振込に関する報告書を提出する。

（本項は2020年12月30日付連邦法第499-FZ号による文言）

9. 本条の規定は公認銀行のロシア連邦領外にある支店に開設された口座（預金）には適用されない。（1項追加—2014年7月21日付連邦法第218-FZ号）

10. 金融情報を自動的に交換でき、本連邦法本条第 5.1、5.2、7 項、第 19 条第 2 項第 1 号に言及された国（地域）のリストは、ロシア連邦税法典第 1423 条第 1 項にもとづき、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関によって承認され、情報通信ネットワーク「インターネット」上の同機関の公式サイトに掲載される。（1 項追加—2019 年 8 月 2 日付連邦法第 265-FZ 号）（2020 年 7 月 31 日付連邦法第 291-FZ 号による文言）

第 13 条 ロシア連邦領内に開設される非居住者の口座（預金）

1. 非居住者はロシア連邦領内において公認銀行内でのみ外国通貨およびロシア連邦通貨での銀行口座（銀行預金）を開設することができる。

2. ロシア連邦領内に開設される非居住者の特別口座を含む、銀行口座（銀行預金）の開設および運用の手順は、本連邦に別段の定めがなければ、ロシア連邦中央銀行が定める。

3. 非居住者はロシア連邦領外の銀行の自分の銀行口座から（銀行預金から）公認銀行内の自分の銀行口座に（銀行預金に）制限なく、外国通貨およびロシア連邦通貨を振り込む権利を有する。

4. 非居住者は公認銀行内の自分の銀行口座から（銀行預金から）ロシア連邦領外の銀行の自分の銀行口座に（銀行預金に）制限なく、外国通貨およびロシア連邦通貨を振り込む権利を有する。（2013 年 7 月 2 日付連邦法第 155-FZ 号による文言）

5. 非居住者の特別口座から／への金銭、国内および外国有価証券の引落としおよび（または）預入れは、ロシア連邦中央銀行によってその旨が定められている場合においては、以下のみを設定することができる手順によって行われる：

1) 非居住者の口座から引き落とされる金銭の金額および（または）有価証券の価格の 100%相当を超えない金額の、外国為替取引を行う日まで 60 暦日以内の期限での非居住者による引当金繰入に関する要求；

2) 非居住者の口座に繰り入れられる金銭の金額および（または）有価証券の価格の 20%相当を超えない金額の、1 年以内の期限での非居住者による引当金繰入に関する要求；

6. ロシア連邦中央銀行は本条第 5 項第 1 号および第 2 号に定める要求を 1 種類の外国為替取引に同時に適用することはできない。

第 14 条 外国為替取引を行う際の居住者の権利および義務

1. 居住者は、本連邦法に別段の定めがなければ、公認銀行内に、制限なく、外貨建ての銀行口座（銀行預金）を開設することができる。

2. 本連邦法に別段の定めがなければ、法人である居住者が外国為替取引を行う際の決済は、ロシア連邦中央銀行が開設および運用手順を定めている公認銀行内の銀行口座を介して、ならびに電子送金によって行われる。（2011 年 6 月 27 日付連邦法第 162-FZ 号による文言）

外国為替取引を行う際の決済は、法人である居住者が本連邦法第 12 条にもとづいてロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関内に開設された口座を介して、本連邦法にしたがってこれらの口座に入金された資金を使って行うことができる。（2020 年 7 月 31 日付連邦法第 291-FZ 号による文言）

法人である居住者は、自然人である非居住者とのロシア連邦通貨現金による小売売買契約に係わる決済、ロシア連邦税法典第 1691 条にもとづく、付加価値税額の補償としての、自然人である非居住者へのロシア連邦通貨現金での支払、ならびにロシア連邦領内で自然人である非居住者に輸送、宿泊、その他のサービスを

提供した際のロシア連邦通貨現金での決済を、公認銀行内の銀行口座を使用することなく、行うことができる。（１段落追加－2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）（2019年12月2日付連邦法第398-FZ号による文言）

法人である居住者は、空港での外国航空機、河川港、海港での外国船に関する業務に対する決済、ならびにロシア連邦領内での航空管制、空港および海港利用料の非居住者による支払の際に、公認銀行内の銀行口座を使用することなく、非居住者との間で外国通貨およびロシア連邦通貨の現金での決済を行うことができる。（１段落追加－2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）（2006年12月30日付連邦法第267-FZ号による文言）

法人である居住者は、外国領内での滞在中において、外国の空港での法人の航空機、外国の河川港および海港での法人の船舶、および法人のその他の輸送手段に対するサービス、ならびに外国の領内での航空管制、空港および海港利用料、および法人の活動を可能にすることに関連したその他の必要な手数料のその法人による支払の際に、公認銀行内の銀行口座を使用することなく、非居住者との間で外国通貨およびロシア連邦通貨現金による決済を行うことができる。（１段落追加－2006年12月30日付連邦法第267-FZ号）

法人である居住者は、ロシア連邦領外に滞在する自然人である居住者、ならびにロシア連邦法にしたがって設立された法人の支部、代表部およびその他の部門、ならびに自然人である非居住者との間での、旅客の輸送契約に係わる外国通貨およびロシア連邦通貨現金による決済、ならびにロシア連邦領外に滞在する自然人である居住者および自然人である非居住者との間での、企業活動の実施と関係のない、個人用、家族用、家庭用、その他の用途での個人によって運搬される貨物の運送契約に係わる外国通貨およびロシア連邦通貨現金による決済を行うことができる。（１段落追加－2006年12月30日付連邦法第267-FZ号）

ロシア連邦領外にあるロシア連邦外交代表部、領事機関、国際（国家間、政府間）機関に属するロシア連邦常設代表部、その他のロシア連邦公式代表部および連邦行政機関代表部は、公認銀行内の銀行口座を使用することなく、本連邦法第9条第1項第18号に記載された連邦行政機関代表部および機関の代表または職員との間で、本連邦法第9条第1項第18号にもとづいて振り込まれた外国通貨現金で決済を行うことができる。（１段落追加－2008年7月22日付連邦法第150-FZ号）（2017年12月28日付連邦法第427-FZ号による文言）

法人である居住者はロシア連邦領外に滞在する自然人である居住者との間での本連邦法第12条第6.1項にもとづく取引において、公認銀行内の銀行口座を使用することなく、外国通貨現金で決済を行うことができる。（１段落追加－2008年7月22日付連邦法第150-FZ号）

ロシア連邦領外にあるロシア国立高等教育機関およびその分校は、自然人である非居住者との間、および過去1暦年間に於けるロシア連邦領外での滞在期間が総計183日間を超える自然人である居住者との間で、ロシア連邦領外での教育関連のサービス提供を内容とする上記の者との間で締結された教育に関する契約に係わる決済を、公認銀行内の銀行口座を使用することなく、外国通貨およびロシア連邦通貨で行うことができる。（１段落追加－2019年8月2日付連邦法第265-FZ号）

法人である居住者は、ロシア連邦領外への業務出張に係わる自然人の費用の支払および（または）補償の際、ならびに、上記の法人である居住者によって供与されたが、支出されなかった前払金の返却の際に、公認銀行内の銀行口座を使用することなく、外国通貨現金での取引を行うことができる。（１段落追加－2019年12月2日付連邦法第398-FZ号）

連邦レベルの予算編成参加者、連邦国家予算（自律）機関、連邦国立単一企業である居住者であって、ロシア連邦の法令により連邦予算執行、ロシア連邦予算システム予算執行の出納業務に係わる法執行機能を遂行する権限が与えられている連邦行政機関に、ロシア連邦の予算関連法令にしたがってその個人口座が開設されている者は、公認銀行に開設された上記連邦行政機関の口座へからの外国通貨現金の入金／受領に関

連した取引を行うことができる。（1段落追加－2019年12月2日付連邦法第398-FZ号）（2021年2月24日付連邦法第20-FZ号による文言）

ロシア連邦法に別段の定めがなければ、経済協力開発機構（OECD）またはマネーロンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）に加盟している国または地域で開催される国際展示会の参加者である法人である居住者は、非居住者、および自然人である居住者との間で、国際展示会の会場でこの法人である居住者から入手した貴金属品の展示品代金の、外国通貨およびロシア連邦通貨現金による決済を、公認銀行内の銀行口座を使用することなく、行うことができる。ただし、上記の販売された展示品がユーラシア経済連合（EAEU）対外経済活動統一品目分類表の品番7113、7114、7116～7118に分類される場合に限る。（1段落追加－2021年6月28日付連邦法第224-FZ号）

本項第12段落にしたがって受領された現金は、経済協力開発機構（OECD）またはマネーロンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）に加盟している国または地域での国際展示会の開催期間終了後、当該の貴金属品の展示品代金が支払われた日から30労働日以内に、EAEUの権利に関する要求および税関規制に関するロシア連邦法を遵守した上でロシア連邦に持ち込まれるものとし、さらに現金がロシア連邦に持ち込まれた日から7労働日以内に、国際展示会の参加者である法人である居住者の公認銀行内の銀行口座に入金されるものとする。（1段落追加－2021年6月28日付連邦法第224-FZ号）

経済協力開発機構（OECD）またはマネーロンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）に加盟している国または地域で開催される国際展示会の参加者である法人である居住者は、公認銀行内の自分の銀行口座に、本項第13段落に記載した現金を入金する際に、本連邦法第23条第3項に規定する手順で、公認銀行に対して、一時持出税関手続き、輸出税関手続き（それらが国際展示会で販売された場合）に際して貴金属品の展示品に関して発行された商品申告書に関する情報、ならびに国際展示会での貴金属品の展示品の販売で受領し、ロシア連邦に持ち込まれた現金について発行された商品申告書に関する情報を提出する。（1段落追加－2021年6月28日付連邦法第224-FZ号）

ロシア連邦領外に所在し、保健分野でのサービスを提供する事業を行っているロシア連邦国営保健システムのロシア医療機関の支所は、非居住者である自然人・法人および居住者である自然人・法人との間で、当該機関の支所が上記の者と締結した、ロシア連邦領外での保健分野のサービスの提供に関する契約にもとづく外国通貨およびロシア連邦通貨での決済を、公認銀行内の銀行口座を使用せずに、行うことができる。ただし、法人（居住者および非居住者）との外国通貨およびロシア連邦通貨現金での決済を除く。（1段落追加－2022年7月14日付連邦法第353-FZ号）

3. 外国為替取引を行う場合の決済は自然人である居住者によって公認銀行内の銀行口座を介して行なわれる。その口座の開設および運用の手順はロシア連邦中央銀行が定める。ただし、本連邦法にもとづいて行われる以下の外国為替取引を除く：

1) 自然人である居住者によるロシア連邦、ロシア連邦構成主体および（または）地方自治体への外貨建て資産の引渡；

2) 配偶者および近親者への外貨建て資産の贈与；

3) 外貨建て資産の遺贈、または相続権による、もしくは遺産の受取人としてのその受領（ロシア連邦民法典第12320-3条）；（2018年5月23日付連邦法第117-FZ号による文言）

4) 自然人である居住者によるわずかな紙幣および硬貨を蒐集する目的での取得および譲渡；

5) 口座を開設せずに、ロシア連邦中央銀行が定めた手順（その手順では振込額についてのみ制限を定めることができる）により行われる、自然人である居住者によるロシア連邦からの振込および自然人である居

住者によるロシア連邦での振込の受領、ならびに郵便振込；（2005年7月18日付連邦法第90-FZ号による文言）

6）自然人である居住者による外国通貨現金の公認銀行からの購入または公認銀行への売却、外国国家（外国国家群）の紙幣の両替、交換、ならびにロシア連邦領外の銀行に現金取立のために送られる外国通貨現金の送金のための受付；

7）免税店における、および国際輸送時の輸送機関の運行中における自然人である居住者への商品の販売およびサービスの提供に際しての自然人である居住者による外国通貨での決済；（1項追加－2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）

8）本連邦法第12条第6.1項にもとづき、自然人である居住者が行う決済；（1項追加－2006年12月30日付連邦法第267-FZ号）（2008年7月22日付連邦法第150-FZ号による文言）

9）ロシア連邦中央銀行が定めた手順（その手順は振込額および受取額についてのみそれぞれ制限を定めることができる）による、ロシア連邦領内における非居住者への、自然人である居住者による、銀行口座を開設することなく行われる振込、ロシア連邦領内における非居住者からの、銀行口座を開設することなく行われる振込の自然人である居住者による受取。（1項追加－2011年6月27日付連邦法第162-FZ号）

10）ロシア連邦領外への業務出張に係わる費用を法人である居住者が支払うおよび（または）補償する際における自然人である居住者による外貨現金の受領、ならびにロシア連邦領外への業務出張に関連して供与されたが、支出されなかった前払金の自然人である居住者から法人である居住者への返却。（1項追加－2019年12月2日付連邦法第398-FZ号）

4．外国為替取引を行う際の決済は、自然人である居住者が、本連邦法第12条にもとづいて、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関に開設された口座を介して、本連邦法にしたがってこれらの口座に入金された資金を使って行うことができる。（2020年7月31日付連邦法第291-FZ号による文言）

5．居住者の特別口座から／への金銭、国内および外国有価証券の引落としおよび（または）預入れは、ロシア連邦中央銀行によってその旨が定められている場合においては、以下のみを設定することができる手順によって行われる：

1）居住者の口座から引き落とされる金銭の金額および（または）有価証券の価格の100%相当を超えない金額の、外国為替取引を行う日まで60暦日以内の期限での居住者による引当金繰入に関する要求；

2）居住者の口座に繰り入れられる金銭の金額および（または）有価証券の価格の20%相当を超えない金額の、1年以内の期限での居住者による引当金繰入に関する要求。

6．ロシア連邦中央銀行は本条第5項第1号および第2号に定める要求を1種類の外国為替取引に同時に適用することはできない。

7．居住者は銀行口座がどの通貨で開設されたかに関係なく、必要な場合には、公認銀行が合意するレートで換算して、自分の銀行口座を介して任意の外国通貨で決済を行うことができる。

8．有価証券市場の職業的な参加者は公認銀行内に非居住者の金銭を管理するための特別証券取引口座を開設する。

非居住者の金銭を管理するための特別証券取引口座の開設および運用の手順は、ロシア連邦中央銀行によって定められ、その手順には上記の口座が開設されている公認銀行が、ロシア連邦中央銀行内のコルレス口

座に特別証券取引口座の金銭の総残高に等しい金銭残高の全部または一部を必ず維持する旨の要求を設定することができる。

第 15 条 外貨建て資産、ロシア連邦通貨および国内有価証券のロシア連邦への持込みおよびロシア連邦からの持出し

外国通貨および（または）ロシア連邦通貨、ならびにトラベラーズチェック、券面の形での外国および国内有価証券のロシア連邦への持込みおよびロシア連邦からの持出しは、居住者および非居住者によってユーラシア経済連合（EAEU）の法および税関規制に関するロシア連邦法令の要求を遵守した上で、制限なく行われる。（連邦法 2011 年 12 月 6 日付第 409-FZ 号、2021 年 6 月 28 日付第 224-FZ 号による文言）

第 16 条 引当金繰入

1. 本連邦法にもとづいて定める場合において、居住者および非居住者は引当金繰入に関する要求を履行しなければならない。引当金繰入および引当金繰入金額の返還の手順は、本連邦法で設定された要求にもとづき、ロシア連邦中央銀行が定める。

2. 外国為替規制機関は一つの外国為替取引に対して二つ以上の引当金繰入に関する要求を設定することはできない。

3. 居住者および非居住者は、外国為替規制機関が本連邦法にもとづいて定める金額および期限により、引当金繰入金額を公認銀行の別個の口座に入金する。

引当金繰入金額はロシア連邦通貨で入金される。

引当金繰入金額の算定はその入金日に行われる。外国為替取引に係わる引当金繰入金額の算定はロシア連邦中央銀行が定める引当金繰入日の公式レートで行われる。

外国および国内有価証券の外国為替取引に係わる引当金繰入額の算定には、引当金繰入額の入金日に決められた、これらの有価証券の市場価格に等しい当該有価証券の価格（正規の有価証券市場で流通している有価証券の場合）、または当該有価証券の実際の販売価格（正規の有価証券市場で流通していない有価証券の場合）が採用される。これらの価格は、ロシア連邦税法典第 280 条第 5 および第 6 項したがって決められる。

4. 公認銀行は、居住者または非居住者が引当金繰入額を入金した日の翌労働日までに、それと同等のロシア連邦通貨金額をロシア連邦中央銀行の口座に入金しなければならない。

5. 本連邦法第 7 条第 7 項、第 8 条第 5 および第 6 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 4 項、第 13 条第 5 項、第 14 条第 5 項にもとづいて定める場合において、居住者または非居住者は、外国為替取引が実施されるまでに、金銭、国内および（または）外国有価証券が特別口座から引き落とされるまでにまたは特別口座に入金されるまでに、引当金繰入額を入金する。（2005 年 7 月 18 日付連邦法第 90-FZ 号による文言）

6. （本項は失効した—2005 年 7 月 18 日付連邦法第 90-FZ 号）

7. 居住者または非居住者は、引当金繰入期限が満了するまでの期間、本連邦法にもとづく引当金繰入に係わる要求の対象である、外国為替取引、ならびに特別口座への金銭、国内および（または）外国有価証券の繰入に係わる取引を、行うことができる。

引当金繰入期限が満了するまでの期間、本連邦法第 8 条第 2 項第 3 号および第 3 項第 3 号、第 11 条第 3 項第 2 号、第 12 条第 4 項に記載された外国為替取引、本連邦法第 13 条第 5 項第 1 号、第 14 条第 5 項第 1 号に

記載された、特別口座からの金銭、国内および（または）外国有価証券の引落しに係わる取引を行うことはできない。

（本項は 2005 年 7 月 18 日付連邦法第 90-FZ 号による文言）

8. 公認銀行およびロシア連邦中央銀行のいずれの口座に入金される引当金繰入金額にも利子はつかない。

9. 公認銀行およびロシア連邦中央銀行は本条に記載された取引を除き、入金された引当金繰入金額による自行名義もしくはその他の者の名義での取引を行ってはならない。

その口座に引当金繰入額が入金されている公認銀行が清算される、再編される、またはその銀行取引実施のライセンスが取り消される場合には、ロシア連邦中央銀行は引当金繰入額を返還するために、引当金繰入の期限が満了するまでに、上記の公認銀行の口座から、引当金繰入額を入金した者が指定した他の公認銀行の口座に振り込むために必要な、入金された引当金繰入額に係わる取引を行う。（1 段落追加－2005 年 7 月 18 日付連邦法第 90-FZ 号）

10. 公認銀行の口座に入金された引当金繰入額は、公認銀行の負債の取立ての対象にはならない。公認銀行が破産する場合には、引当金繰入額は破産財団には含まれない。

11. 引当金繰入額は引当金繰入期限が満了した日にロシア連邦中央銀行から公認銀行に、公認銀行から居住者または非居住者に返還されるものとする。

12. 引当金繰入額の全額または一部の期限前の返還は以下のように実施される：

1) 本連邦法第 7 条第 1～5 項に記載された場合において、非居住者が義務を履行した後において、非居住者による義務履行額に比例した金額を；

2) 本連邦法第 7 条第 1～5 項に記載された場合において、非居住者による自らの義務履行に対して以前に居住者から受領した支払金またはその他の対価（約因）を、非居住者が居住者に返済した後において、非居住者が返済した対価の金額に比例した金額を；

3) 引当金繰入額を入金した者が、外国為替取引を全面的に断念した場合において、引当金繰入額と同等の金額を；

4) 引当金繰入額を入金した者が、外国為替取引を部分的に断念した場合において、外国為替取引が減額された分に比例した金額を；

5) 不可抗力の事態により、居住者または非居住者が自分の義務を履行できない場合において、義務不履行額に比例した金額を；

6) 引当金繰入額を入金した者が支払い不能者（破産者）と認定された場合において、引当金繰入額に比例した金額を；

7) しかるべき外国為替規制機関が引当金繰入についての要求の撤回に関する決定または引当金繰入額の減額に関する決定を採択した場合において、相応の金額を；

8) 居住者または非居住者が公認銀行内の別個の口座に引当金繰入額を間違っって入金した場合において、居住者または非居住者が間違っって入金した金額を。（1 号追加－2005 年 7 月 18 日付連邦法第 90-FZ 号）

13. ロシア連邦中央銀行による公認銀行への、公認銀行から居住者または非居住者への引当金繰入額の全額または一部の期限前の返還は、本条第 12 項に記載された、居住者または非居住者が引当金繰入額の全額または一部の期限前の返還の根拠の存在を証明する書類を提出した日から 3 労働日以内に行われる。（2005 年 7 月 18 日付連邦法第 90-FZ 号による文言）

14. 本連邦法にもとづいて、引当金繰入に関する要求が金融機関に対して規定されている場合には、引当金繰入額は金融機関によってロシア連邦中央銀行の口座に直接入金される。

ロシア連邦法にもとづき、ロシア連邦中央銀行が金融機関ではない顧客を扱うことができる場合に限り、金融機関ではない居住者、および非居住者は引当金繰入額を直接、ロシア連邦中央銀行の口座に入金することができる。

15. 公認銀行の過失で引当金繰入額の返還が遅延した場合、公認銀行は居住者または非居住者に対して、その時点で有効なロシア連邦中央銀行の借換利息の 300 分の 1 の延滞料を支払う。延滞料は遅延した 1 暦日ごとに計算される。

第 17 条 債務履行の保障

1. 本連邦法の目的上、居住者に対する非居住者の債務の履行を保障する手段として以下を用いることができる：

1) 公認銀行またはロシア連邦領外の銀行が指定銀行である場合において、信用状の支払人が保証する取消不能信用状；

2) 居住者に発行された、ロシア連邦領外の銀行の銀行保証；

3) 資産の紛失（消滅）、不足または破損の、居住者の負担となるリスク、非居住者の民事責任リスク、居住者のビジネスリスク（居住者が金銭を受領できない、もしくは返還されない、または居住者に商品が納入されない、もしくは届かないリスクを含む）に対する損害保険契約。；

4) 非居住者が居住者に発行し、ロシア連邦領外の銀行が保証した手形；

2. 本条第 1 項の目的のために、ロシア連邦領外の銀行が満たさなければならない基準はロシア連邦中央銀行が定める。

第 18 条 事前登録

1. ロシア連邦領外の銀行に開設される口座（預金）の事前登録は居住者の登記地の税務機関が行う。

段落。（失効—2005 年 7 月 18 日付連邦法第 90-FZ 号）

事前登録の実施手順は、本条に定める要求を踏まえ、ロシア連邦中央銀行の合意を得てロシア連邦政府が定める。

2. 本連邦法第 12 条第 3 項に定める場合に、居住者はロシア連邦領外の銀行で口座（預金）を開設する前に、事前登録を申請しなければならない。（2005 年 7 月 18 日付連邦法第 90-FZ 号による文言）

3. 居住者はロシア連邦領外の銀行に開設される口座（預金）の事前登録のために以下の書類を提出しなければならない：

1) 口座（預金）が開設される国の名称および口座（預金）が開設される銀行の正式名称を含む事前登録申請書；

2) 居住者の身元を証明する書類の写し；

3) 自然人が個人事業主として国家登録されている旨の証明書；

4) 法人の国家登記に関する書類；

5) 連邦国家統計調査形式コード取得に関する証明書（個人事業主および法人用）。

4. （本項は失効した—2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）

5. 本条第3項に記載された書類は本連邦法第23条第5項定める要求を踏まえて提出する。（2005年7月18日付連邦法第90-FZ号による文言）

6. 事前登録に関する申請書の審査は、当該の申請書を受領した日から10労働日以内に居住者の登記地の税務機関によって行われる。（2005年7月18日付連邦法第90-FZ号による文言）

上記の期限が経過後、居住者の登記地の税務機関は事前登録を行うか（登録文書を発行する）か、または理由を明記した上で事前登録の拒否を提示しなければならない。（2005年7月18日付連邦法第90-FZ号による文言）

7. 事前登録の拒否は以下の場合においてのみ認められる：

1) 事前登録に必要な書類一式が十全な形で提出されていない；

2) 提出された書類が本連邦法を含む、ロシア連邦法令の要求に適合していない；

3) 提出された書類に不正確な情報、相互に矛盾するまたは整合しない情報が見つかった；

4) 居住者が事前登録を申請した日の時点で、同人によりロシア連邦領外の銀行内の口座が開設されている；

5) （本号は失効した—2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）

6) （本号は失効した—2005年7月18日付連邦法第90-FZ号）

7) ロシア連邦領外の銀行の口座（預金）の開設、および上記の口座（預金）への金銭の振込を行う取引の実施が、ロシア連邦法により禁止されている；（2005年7月18日付連邦法第90-FZ号による文言）

8. 本条第7項に記載されていない場合における事前登録の拒否は、ロシア連邦領外の銀行における口座（預金）の開設および外国為替取引の実施に経済的妥当性がないことを理由とする拒否を含め、認められない。

第3章 居住者による外国通貨およびロシア連邦通貨の自国へのリパトリエーション

（表題は2018年4月3日付連邦法第64-FZ号による文言）

第19条 居住者による外国通貨およびロシア連邦通貨の自国へのリパトリエーション

1. 対外貿易活動を行う場合、および（または）居住者が非居住者に借款の形で外国通貨またはロシア連邦通貨を提供する場合、居住者は、本連邦法に別段の定めがない限り、対外貿易契約および（または）借款契約に定める期限内に以下を実現しなければならない：（2018年4月3日付連邦法第64-FZ号による文言）

1) 非居住者に引き渡された商品、同人のために履行された役務、同人に提供されたサービス、同人に提供された情報および知的活動の成果（それに対する排他的権利を含む）に対して上記契約の条件にしたがって支払われるべき外国通貨またはロシア連邦通貨の、非居住者からの、公認銀行にある自分の口座への受領；

2) ロシア連邦に搬入されなかった（ロシア連邦領内において受領されなかった）商品、履行されなかった役務、提供されなかったサービス、提供されなかった情報および知的活動の成果（それに対する排他的権

利を含む) に対して非居住者に支払われた金銭のロシア連邦への返還 ; (2011 年 12 月 6 日付連邦法第 409-FZ 号による文言)

3) 借入契約の条件にしたがって支払われるべき外国通貨またはロシア連邦通貨の、非居住者からの、公認銀行にある自分の口座への受領。(1 号追加-2018 年 4 月 3 日付連邦法第 64-FZ 号)

1.1. 対外貿易活動の実施および(または)居住者による非居住者への借款の供与にあたり居住者と非居住者の間で結ばれる契約には、外国通貨およびロシア連邦通貨を自国にレパトリエーションする要求を履行することを目的として、契約にしたがい双方が義務の履行を行う期日が明記されなければならない。(2018 年 7 月 29 日付連邦法第 246-FZ 号による文言)

対外貿易活動の実施、および(または)居住者による非居住者への借款の供与にあたっては、居住者は公認銀行に以下についての情報を提出しなければならない : (2019 年 8 月 2 日付連邦法第 265-FZ 号による文言)

1) 非居住者への商品引渡、同じく同人のための役務履行、サービス提供、同人への情報および知的活動の成果(それに対する排他的権利を含む)の提供による対外貿易契約上の義務の履行に対する外国通貨またはロシア連邦通貨を、非居住者から公認銀行にある自分の口座に受領する期日、または、ロシア連邦の法令によって認められている場合と方法による、対外貿易契約上の義務のその他の履行または終了の期日 ; (2019 年 12 月 2 日付連邦法第 398-FZ 号による文言)

2) 居住者が行った前払いに対する居住者への商品引渡、同人のための役務履行、サービス提供、同人への情報および知的活動の成果(それに対する排他的権利を含む)の提供による対外貿易契約上の義務の非居住者による履行が行われる期日、および対外貿易契約の条件にもとづく、上記前渡金の返還期日 ;

3) 借入契約にもとづいて居住者により供与された借款の返済義務の非居住者による履行期日。(1 号追加-2018 年 7 月 29 日付連邦法第 246-FZ 号)

(1 項追加-2011 年 12 月 6 日付連邦法第 406-FZ 号) (2017 年 11 月 14 日付連邦法第 325-FZ 号による文言)

1.2. 居住者が本条第 11 項に示す情報を公認銀行に提出し、また公認銀行が追ってその情報を銀行管理公報に反映する手順は、ロシア連邦中央銀行がこれを定めるものとする。(1 項追加-2011 年 12 月 6 日付連邦法第 406-FZ 号)

2. 以下の場合には、居住者は公認銀行にある自分の口座に外国通貨またはロシア連邦通貨を入金しなくてもよい :

1) 法人である居住者または第三者の口座に、外国政府の代理人である非居住者との間に結ばれた、またはユーラシア経済連合加盟国の居住者もしくは金融情報が自動的に交換される外国国家(地域)の居住者との間に結ばれた、2 年以上の期間の融資契約および借入契約上の義務を履行するために、ロシア連邦領外にある銀行の、法人である居住者または第三者の口座に、外国通貨またはロシア連邦の通貨を振り込む場合 ; (連邦法 2018 年 4 月 3 日付第 64-FZ 号、2019 年 12 月 2 日付第 398-FZ 号、2020 年 7 月 31 日付連邦法第 291-FZ 号による文言)

2) 契約を非居住者と交わした居住者が活動する際に、ロシア連邦領外で施設を建設または改修または近代化するにあたって現地で発生した居住者の出費を、発注者(非居住者)および(または)それ以外の第三者(非居住者)が支払うまたは補償する場合-建設、改修または近代化工事の期間について。同期間終了後、残金は公認銀行に開設した居住者の口座に送金される ; (2020 年 7 月 31 日付連邦法第 291-FZ 号による文言)

3) 居住者が、ロシア連邦領外で展示会、スポーツ大会、文化的催しおよびその他のイベントを行うにあたり、その出費を賄うために受領する外国通貨を利用する場合-それらのイベントの開催期間中について ;

4) ロシア連邦の領外で漁労を行う居住者と、当該居住者と交わしたエージェント契約（協定）にもとづいてロシア連邦領外で同人にサービスを提供する非居住者との間、および運送業者である居住者と、当該居住者と交わした契約（協定）にもとづいてロシア連邦領外で同人にサービスを提供する非居住者との間での、義務に関する反対債権の相殺、ならびに、運送業者である居住者と、非居住者との間の決済が、運送業者である居住者がそのメンバーである国際運送分野の国際機関により設立された専門決済機関を介して行われる場合および運送業者である居住者と、非居住者との間の決済が国際運送分野の国際機関が採択した、国際運送およびそれに係わるサービスについての相殺手続きを定めている規則にしたがって行われる場合における、運送業者である居住者と非居住者間の義務に関する反対債権の相殺が行われる場合；（連邦法 2005 年 7 月 18 日付第 90-FZ 号、2006 年 12 月 30 日付第 267-FZ 号、2011 年 12 月 6 日付第 409-FZ 号、2020 年 7 月 31 日付連邦法第 291-FZ 号による文言）

5) 保険機関である非居住者または保険ブローカーと居住者との間の再保険契約、または再保険契約の締結と履行に関わるサービスの提供契約から生じる義務に関する反対債権を相殺する場合；（1 号追加-2005 年 7 月 18 日付連邦法第 90-FZ 号）

6) 運送業者である居住者のロシア連邦領外にある銀行の口座に外国通貨またはロシア連邦の通貨を振り込む場合であって、その目的が、ロシア連邦領外においてその運送業者に生じた、外国領内における航空航法、空港使用、港湾使用料およびその他の必須手数料の支払い、ロシア連邦領外にある、その運送業者の航空機、河川用船、海洋船舶およびその他の輸送手段と乗客に対するサービス費用の支払い、ならびにロシア連邦領外にあるその運送業者の支社、駐在事務所およびその他の部門の活動経費の支払いである場合；（1 号追加-2006 年 12 月 30 日付連邦法第 267-FZ 号）（2018 年 4 月 3 日付連邦法第 64-FZ 号による文言）

7) 天然ガスを気体の状態で輸出する居住者と、非居住者の間で結ばれた、天然ガスを気体の状態で売買する契約、および天然ガスを気体の状態で外国の領土を中継して輸送することに関する義務を非居住者が上記の居住者に負うことを定める契約から発生する義務に関する反対債権を相殺する場合；（1 号追加-2014 年 11 月 4 日付連邦法第 344-FZ 号）

8) ロシア連邦税法典第 337 条に記載された一覧にある有用鉱物の地質調査、探鉱および（または）採掘のための借款に関する契約により、居住者が非居住者に外国通貨またはロシア連邦通貨を供与する場合、その借入契約に、供与された金銭の返却が有用鉱物を採掘したという事実とその採掘量および（または）その販売から得られた金額に左右されるという条件があり、借入契約の当該条件が発生したときに金銭の返還が行われない場合；（1 号追加-2018 年 4 月 3 日付連邦法第 64-FZ 号）

9) 居住者と非居住者との間の借入契約にもとづく同種の反対債権が相殺される場合で、非居住者の反対債権が、公認銀行に開設された居住者の口座に金銭が払い込まれたことで居住者に借款が供与された結果生じたものである場合；（1 号追加-2018 年 4 月 3 日付連邦法第 64-FZ 号）

10) 投資活動および（または）イノベーション活動への資金調達に関する借入契約により、居住者が非居住者に外国通貨および（または）ロシア連邦通貨を供与する場合、借入契約に示された条件が発生したときに、居住者がその非居住者の定款資本または有価証券または社債に投資した金額分の金銭が返済されないもしくはその非居住者の債務が購入された場合、または非居住者の支払不能（倒産）により金銭が返済されない場合。この際居住者は以下の条件のうちのどれか一つを満たさなければならない：

a) 2007 年 7 月 24 日付連邦法 209-FZ「ロシア連邦における中小企業の発展について」の第 4 条第 11 項第 1 号 e) により、1996 年 8 月 23 日付連邦法 127-FZ「科学および国の科学・技術政策について」が定める形でイノベーション活動に国家支援を提供している法人一覧に載っている法人である；

b) 50%以上の株式（定款資本金中の持分）が本号 a) に示す法人に所有されている事業体であるか、あるいは本項 a) に示す法人が直接的および（または）間接的に、その事業体の定款資本を構成する議決権株式（持分）の 50%以上を支配する権利を有している事業体である；

c) パートナー総資産の所有権中の本号 a) に示す法人の持分が 50%以上であるような投資パートナーシップの経営パートナーである；

d) 50%以上の株式（投資単位）が本号 a) に示す法人に属している投資ファンドの管理会社である；

（1号追加－2018年4月3日付連邦法第64-FZ号）

11) どちらも国際電気通信のプロバイダーである居住者と非居住者との間に結ばれた、国際ローミングを含むサービス提供契約から生じる義務に関する反対債権を相殺する場合で、相互間の決済が国際電気通信連合加盟国の領土内で登録された専門決済組織の参加を得て行われる場合を含む；（1号追加－2018年7月29日付連邦法第248-FZ号）

12) ロシア連邦領外で教育サービスを提供することを定める、自然人である非居住者との間の教育契約にもとづき、ロシア連邦領外に所在する国立高等教育機関やその分校が、ロシア連邦領外にある銀行に開設された口座に外国通貨またはロシア連邦の通貨を振り込む場合；（1号追加－2019年8月2日付連邦法第265-FZ号）

13) 本項には言及されていないが、ロシア連邦中央銀行の同意を得てロシア連邦政府が承認したサービス一覧に含まれているサービスを、非居住者に提供することがその条件により盛り込まれている、居住者と非居住者との間で結ばれた対外貿易契約から生じる義務に関する反対債権の相殺を行う場合；（1号追加－2020年4月7日付連邦法第118-FZ号）

14) 本項には定められていないが、ロシア連邦政府がロシア連邦中央銀行の同意を得て承認した、そのような相殺を行うこと、あるいは非居住者が義務を新たな義務によって置き換えることが認められる場合の一覧に含まれている場合において、非居住者への商品引渡がその条件により盛り込まれている居住者と非居住者が結んだ対外貿易契約から生じる義務に関する反対債権の相殺を行う場合、または居住者が公認銀行に開設された自分の口座に非居住者から当該契約の条件により支払われるべきとされる外国通貨またはロシア連邦通貨を受領する義務を履行する目的で、非居住者の居住者に対する義務が新たな義務により置き換えられる場合。（1号追加－2022年7月14日付連邦法第353-FZ号）

3. 本条第2項第1号および3号に則りロシア連邦領外にある居住者または第三者の銀行口座に振込まれた外国通貨は、本条2項1号および3号にそれぞれ示す居住者の義務を居住者が履行する目的に用いられるか、あるいは公認銀行に開設した居住者の口座に移されなければならない。

4. 2003年12月8日付連邦法164-FZ「対外貿易活動国家規制の基礎について」に則りロシア連邦政府が定めた「輸出クレジットおよび投資へのビジネスリスクおよび（または）政治リスクに対する付保業務の手順」に定める保険事故が発生した際に、非居住者と交わした対外貿易契約、借款契約に関する非居住者による義務不履行リスクに対する保険契約による外国通貨またはロシア連邦の通貨による支払いを、保険契約に定める手順と期日通りに、公認銀行に開設された自らの口座および（または）公認銀行に開設された当該保険契約の受益者である居住者の口座へ受領できたとき（ただし、保険契約で決められた保険金額と保険価格との比（保険賠償レベル）が、上記手順に定める値以上であることを条件とする）、居住者は本条1項1号に示す義務を履行したと認められる。

（1項追加－2011年7月18日付連邦法第236-FZ号）（連邦法2018年4月3日付第64-FZ号、2018年7月29日付第246-FZ号、2018年11月28日付第452-FZ号による文言）

4.1. 非居住者の対外貿易契約上の義務履行を保障する、2003年12月8日付連邦法164-FZ「対外貿易活動国家規制の基礎について」に則りロシア連邦政府が定めた「輸出クレジットおよび投資へのビジネスリスクおよび（または）政治リスクに対する付保業務の手順」に定められている取引による外国通貨またはロシア連邦の通貨による支払いを、当該取引に定める手順と期日通りに、公認銀行に開設された自らの口座および（または）公認銀行に開設された受益者である居住者の口座へ受領できたとき（ただし、受領した金額が、上記手順に定める値以上であることを条件とする）、居住者は本条1項1号に示す義務を履行したと認められる。

（1項追加—2018年7月29日付連邦法第246-FZ号）（2018年11月28日付連邦法第452-FZ号による文言）

4.2. 居住者に対し、外国国家および（もしくは）外国国家の国家連合および（もしくは）国家同盟ならびに（または）外国国家および（もしくは）外国国家の国家連合および（もしくは）国家同盟の国家（間）機関による制限的措置が導入された後、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関が承認し、国の通貨政策立案と法規制を担当する連邦行政機関およびロシア連邦中央銀行が同意し、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関の情報通信ネットワーク「インターネット」上の公式サイトに掲げられた居住者一覧に、その居住者が記載された場合、居住者は本条1項1号に示す義務を履行したと認められる。

（2019年7月26日付連邦法第246-FZ号による文言）

本項第1段落に示す一覧への居住者の記載は、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関に提出された、外国国家および（もしくは）外国国家の国家連合および（もしくは）国家同盟ならびに（または）外国国家および（もしくは）外国国家の国家連合および（もしくは）国家同盟の国家（間）機関の、当該居住者への制限的措置導入についての法規文書を示した、当該居住者の申請書にもとづいて行われる。

（1項追加—2018年7月29日付連邦法第246-FZ号）

4.3. 居住者が、公認銀行に開設した自分の銀行口座に、公認銀行から、2013年4月5日付連邦法44-FZ「国および自治体に必要な商品、役務、サービスの買付に関する契約制度について」または2011年7月18日付連邦法223-FZ「特定の種類の法人による商品、役務、サービスの買付について」に則り、居住者のためとして非居住者に供与された銀行保証にもとづく支払金を、対外貿易契約に記載された金額と期日通りに受け取ることができたとき、居住者は本条1項2号に示す義務を履行したと認められる。（1項追加—2019年7月26日付連邦法第246-FZ号）

4.4. 本条第4項に述べられた場合に加え、当該保険契約に定める保険事故が発生した際に、本項第2段落に示す保険機関である居住者の一覧に載っていない保険機関である居住者から、非居住者と交わした対外貿易契約に関する非居住者による義務不履行リスクに対する保険契約による、外国通貨またはロシア連邦の通貨による保険金を公認銀行に開設された自らの口座および（または）公認銀行に開設された当該保険契約の受益者である居住者の口座へ受領できたとき（ただし、保険契約で決められた保険金額と保険価格との比（保険賠償レベル）が、本条第4項に示す手順に定める値以上であることを条件とする）、居住者は本条1項1号に示す義務を履行したと認められる。

ロシア連邦中央銀行は、本条第1項第1号に示す居住者の義務履行のために、居住者と非居住者との間で締結された対外貿易契約上の、非居住者への商品の引渡、役務の履行、サービスの提供、情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡に対する非居住者の義務の不履行のリスクに付保することができない保険機関の一覧を作成する。

（1項追加—2021年2月17日付連邦法第9-FZ号）

4.5. 以下が、ロシア連邦中央銀行が保険機関である居住者を本条第4.4項第2段落に示す一覧に記載するための根拠となる：

1) 1992年11月27日付連邦法第4015-I号「ロシア連邦における保険業について」第325-1条第4号の措置が保険機関である居住者に適用される場合；

2) 保険機関である居住者が、ロシア連邦の外国為替関連法規と外国為替規制機関法規への、保険機関である居住者に対する罰則の対象となる、違反を1年の間に二つ以上犯した場合；

3) 保険機関である居住者の保険業務歴が、任意損害保険営業ライセンスを取得した日から1年未満である場合。

(1項追加—2021年2月17日付連邦法第9-FZ号)

4.6. 本条第4.5項第1号または2号に示す根拠により本条第4.4項第2段落に示す一覧に記載された、保険機関である居住者は、本条第4.5項第1号または2号に定める別の根拠がなければ根拠となった事由が生じた日から1年が経過した時点でこの一覧から除かれる。

本条第4.5項第3号に示す根拠により本条第4.4項第2段落に示す一覧に記載された、保険機関である居住者は、本条第4.5項第1号または2号に定める根拠がなければ、任意損害保険営業ライセンス交付の日から1年が経過した時点でこの一覧から除かれる。

(1項追加—2021年2月17日付連邦法第9-FZ号)

4.7. 本条第4.4項第2段落に示す一覧は、ロシア連邦中央銀行の情報通信ネットワーク「インターネット」上の公式サイトに掲げられなければならない。(1項追加—2021年2月17日付連邦法第9-FZ号)

4.8. 居住者が公認銀行に開設した自分の銀行口座に、居住者と非居住者との間で締結された、非居住者への商品の引渡、同人のための役務の履行、同人へのサービスの提供、情報、知的活動の成果(それらに対する排他的権利を含む)の譲渡がその条件に定められている対外貿易契約に定める義務の履行の保障として、公認銀行が居住者のためとして非居住者に発行した銀行保証による支払いとしての金銭を、公認銀行から、その対外貿易契約に記載された金額と期日通り受領することができたとき、居住者は本条1項1号に示す義務を履行したと認められる。(1項追加—2021年2月17日付連邦法第9-FZ号)

5. 非居住者との間の対外貿易契約の条件により、その非居住者に商品の引渡、役務の履行、サービスの提供、情報、知的活動の成果(それらに対する排他的権利を含む)の譲渡を行う者となっている居住者によって、当該対外貿易契約にもとづき居住者が非居住者への商品の引渡、同人のための役務の履行、同人へのサービスの提供、情報、知的活動の成果(それらに対する排他的権利を含む)の譲渡を行ったことにより生じた外国通貨またはロシア連邦通貨による債権が金融エージェント(ファクタリング会社)である居住者に譲渡された場合には、居住者が、当該対外貿易契約に定められた期日で、対外貿易契約にしたがって非居住者から支払われるべき外国通貨またはロシア連邦通貨による金額の、金融エージェント(ファクタリング会社)である居住者自身が公認銀行ではないときは公認銀行にある同人の口座への、もしくは金融エージェント(ファクタリング会社)である居住者自身が公認銀行であるときはその公認銀行のコルレス口座への、受領を実現させたとき、居住者は本条1項1号に示す義務を履行したと認められる。

対外貿易契約に定める義務の非居住者による履行としての金銭が金融エージェント(ファクタリング会社)である居住者に届いた日から、あるいは、その対外貿易契約による債権をその後に譲渡した日から5労働日以内に、ただし対外貿易契約に定める義務を非居住者が履行する期限までに、その対外貿易契約から生じる債権を譲渡された(その後の譲渡の結果としての場合を含む)金融エージェント(ファクタリング会社)である居住者は、非居住者との対外貿易契約にもとづきその非居住者への商品の引渡、同人のための役務の履行、同人へのサービスの提供、情報、知的活動の成果(それらに対する排他的権利を含む)の譲渡を行う者となっている居住者に、対外貿易契約に定める義務を非居住者が履行した(履行しなかった)こと、または

当該対外貿易契約に関わる債権がその後譲渡されたことを、本連邦法第 23 条第 4 項第 15～17 号に示された文書がこれまでに居住者に渡されていない場合は、その写しを添えて、書面で通知しなければならない。

(1 項追加—2015 年 6 月 29 日付連邦法第 181-FZ 号)

6. 居住者が、非居住者への商品の引渡、同人のための役務の履行、同人へのサービスの提供、情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡についての対外貿易契約に、または居住者が非居住者に借款の形で外国通貨またはロシア連邦通貨を供与する契約に、定められた期日に、公認銀行または本条第 2 項に定める場合であればロシア連邦領外にある銀行の自分の口座に、そうした契約の条件により支払われるべき外国通貨またはロシア連邦通貨を受領すること、もしくは、ロシア連邦に搬入されなかった（ロシア連邦領土内で受領されなかった）商品、履行されなかった役務、提供されなかったサービス、提供されなかった情報および知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）に対して、非居住者との間で締結された対外貿易契約にしたがって非居住者に支払われた金銭を、毎回コルレス銀行に支払われる送金手数料を差し引いて、ロシア連邦内に取り戻すことができたとき、居住者は本条に示す義務を履行したと認められる。（1 項追加—2019 年 10 月 16 日付連邦法第 341-FZ 号）

7. 譲渡可能信用状による金銭の受取人である居住者が、非居住者と締結した対外貿易契約の枠内において、非居住者への商品の引渡、同人のための役務の履行、同人へのサービスの提供、情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡に対する決済を行う際、同人が、その契約に定める期日以内に、ロシア連邦領外にある銀行または譲渡可能信用状の譲渡を委ねられた公認銀行（指定銀行）から、譲渡可能信用状の条件通りに、公認銀行にある自分の銀行口座および（または）資金受取人である居住者と第二の資金受取人（単数または複数）との間で結ばれた契約の条件にしたがって譲渡可能信用状の履行対象となるような、第二の資金受取人である居住者（単数または複数）の公認銀行口座に外国通貨および（または）ロシア連邦通貨を受領できたとき、居住者は本条第 1 項第 1 号に示す義務を履行したと認められる。（1 項追加—2019 年 10 月 16 日付連邦法第 341-FZ 号）

8. 本条第 1 項第 1 号の要求は、居住者と非居住者の間で結ばれ、その義務の金額が外国通貨で規定されているおよび（または）支払いを外国通貨で行う旨の条件が定められている対外貿易契約には適用されないが、ユーラシア経済連合通関商品統一分類コードの 0302 - 0308、0511 91 909 0、2501 00 - 2522、2524 - 2530、2601 - 2704 00 (2601 11 000 0、2601 12 000 0 を除く)、2709 00、2710、2711、2712 - 2713、2715 00 000 0、2902、4401 - 4403、4407、7101 - 7103 (7102 39 000 0、7103 91 000 - 7103 99 000 8 を除く)、7112、7204、7302、7401 00 000 0、7404 00、7501、7503 00、7602 00、7802 00 000 0、7902 00 000 0、8002 00 000 0、8101 97 000 0、8102 97 000 0、8103 30 000 0、8104 20 000 0、8105 30 000 0、8107 30 000 0、8108 30 000 0、8109 30 000 0、8110 20 000 0、8111 00 190 0、8112 13 000 0、8112 22 000 0、8112 52 000 0、8112 92 210、8113 00 400 0 の商品の居住者から非居住者への引き渡しが定められ、その義務の金額が外国通貨で規定されているおよび（または）支払いを外国通貨で行う旨の条件が定められている対外貿易契約は例外となり、また、連邦レベルの予算編成参加者や連邦国家予算（自律）機関である居住者と、非居住者との間で結ばれた対外貿易契約も例外となる。（1 項追加—2021 年 6 月 28 日付連邦法第 223-FZ 号）（2022 年 7 月 14 日付連邦法第 353-FZ 号による文言）

第 20 条 取引証明書

1. ロシア連邦中央銀行は、外国為替取引の記録と報告および外国為替管理を本連邦法に則って行うために、居住者と非居住者の間で外国為替取引が行われる際、公認銀行において取引証明書を作成するための統一規則を定めることができる。

2. 取引証明書は、居住者と非居住者の間で行われる外国為替取引を記録・報告し、外国為替管理を行うために必要な情報を含んでいなければならない。

3. 対外貿易活動を行うにあたり、取引証明書には以下を示す：

1) 取引証明書番号およびその作成日；

2) 居住者とその外国取引相手に関する情報；

3) 対外貿易取引に関する一般情報（契約日、（もしあれば）契約番号、（もしあれば）取引総額と取引価格通貨、取引に関わる義務の履行が終了する日）；

4) 取引証明書が作成され、その口座を通して取引の決済が行われる公認銀行に関する情報；

5) 取引証明書の再発行、および取消事由に関する情報。

4. 本条第3項の情報のうち、第1号と第4号を除くものは、居住者が提供する文書にもとづいて取引証明書に記載される。

5. 取引証明書は、本連邦法に則って外国為替管理を行うために、外国為替管理機関と外国為替管理エージェントが利用するものである。

6. 公認銀行は、作成した取引証明書を電子的な形で、ロシア連邦中央銀行が定める手順により、外国為替管理機関に引き渡す。作成した取引証明書を引き渡す期日は、公認銀行で取引証明書が作成された日から3労働日を超えることはできない。（2016年7月3日付連邦法第285-FZ号による文言）

（本条は 2011年12月6日付連邦法第406-FZ号による文言）

第21条 外国通貨による売上金のロシア連邦国内為替市場における一部強制売却

1. 居住者（個人事業主である自然人、および法人）の外国通貨による売上金の一部強制売却においては、ロシア連邦中央銀行が別の比率を定めない限り、外国通貨売上の30%を売却する。ロシア連邦中央銀行は、これら居住者の外国通貨売上の上記以外の、ただし売上額の30%以下の、強制売却額を定めることができる。

2. 外国通貨売上の一部強制売却は居住者（個人事業主である自然人、および法人）の指示にもとづき、公認銀行の口座に外国通貨売上金が振込まれた日から7労働日以内に行われる。

3. 強制売却の対象となるのは、居住者により、または居住者の名において締結された、非居住者への商品の引渡、役務の履行、サービスの提供、情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡を行う取引により非居住者から居住者に支払われるべき外国通貨の入金を含む、居住者（個人事業主である自然人、および法人）の外国通貨売上金で、ただし以下を除く：

1) ロシア連邦政府、同政府により権限を付与された連邦行政機関、ロシア連邦中央銀行が、彼らが（または彼らの名においておよび（もしくは）彼らの負担で）その権限内で行うオペレーションおよび取引から得る外国通貨；

2) 公認銀行が、連邦法「銀行および銀行業務について」に則って行う銀行オペレーションおよびその他の取引から受け取る外国通貨（1996年2月3日付連邦法第17-FZ号による文言）；

3) 外国政府の代理人である非居住者団体との融資契約および借入契約、ならびに経済協力開発機構またはマネーロンダリングに関する金融活動作業部会の加盟国の居住者との間で締結された期間2年以上の融資契約および借入契約に関する義務の履行に必要な範囲内の居住者の外国通貨売上；

4) 外国で発行された有価証券（外国で発行された有価証券に対する権利）を譲渡する取引で得る外国通貨。

4. ロシア連邦国内為替市場での強制売却の対象となる外国通貨の一覧は、ロシア連邦中央銀行が決定する。

5. 強制売却の対象となる居住者の外国通貨売上額を縮小するために、本連邦法に則り外国通貨で決済が行われることになる取引を履行する際の、以下の費用や支払いが考慮される：

- 1) 貨物の輸送、付保および出荷発送のための支払い；
- 2) 輸出関税および通関手数料；
- 3) 金融機関への手数料および外国為替管理エージェントの業務遂行に対する支払い；
- 4) ロシア連邦中央銀行がその一覧を定めるオペレーションに関わる、上記以外の費用と支払い。

6. 居住者の外国通貨売上の一部強制売却は、ロシア連邦中央銀行が定める手順により、公認銀行を介して、ロシア連邦中央銀行に対して行われる。

居住者の外国通貨売上の一部強制売却は、ロシア連邦中央銀行が定める手順により、直接公認銀行に対して行う、および（または）公認銀行を介して外国為替市場で行う、あるいは直接ロシア連邦中央銀行に対して行うことができる。

7. 居住者の外国通貨売上の一部強制売却は、ロシア連邦の国内外国為替市場における売却日のロシア通貨の為替レートにしたがって行われる。

8. 居住者の外国通貨売上の一部強制売却に対する優遇措置と、居住者の外国通貨売上の一部強制売却からの免除は、ロシア連邦の外国為替関連法規により定められる。

第4章 外国為替管理

第22条 ロシア連邦における外国為替管理、外国為替管理機関および外国為替管理エージェント

1. ロシア連邦における外国為替管理は、ロシア連邦政府、外国為替管理機関および外国為替管理エージェントが、本連邦法およびその他の連邦法に則って行う。

2. ロシア連邦における外国為替管理機関は、ロシア連邦中央銀行、ロシア連邦政府に権限を付与された連邦行政（諸）機関である。

3. 外国為替管理エージェントは、公認銀行、および公認銀行ではない有価証券市場の職業的な参加者、ならびに国営開発公社 VEB. RF である。（連邦法 2013 年 7 月 23 日付第 251-FZ 号、2016 年 7 月 3 日付第 285-FZ 号、2018 年 11 月 28 日付第 452-FZ 号による文言）

4. 金融機関、ノンクレジット金融機関、信用調査所、信用格付機関、保険数理分析を行う者が行う外国為替取引の管理は、ロシア連邦中央銀行が行う。（連邦法 2011 年 11 月 21 日付第 327-FZ 号、2016 年 7 月 3 日付第 285-FZ 号、2021 年 7 月 2 日付第 359-FZ 号による文言）

5. 金融機関、ノンクレジット金融機関、信用情報機関、信用格付機関、保険数理分析を行う者ではない居住者および非居住者が行う外国為替取引の管理は、外国為替管理機関である連邦行政機関と外国為替管理エージェントが、自らの権限の範囲で、行う。（連邦法 2011 年 11 月 21 日付第 327-FZ 号、2016 年 7 月 3 日付第 285-FZ 号、2021 年 7 月 2 日付第 359-FZ 号による文言）

6. ロシア連邦政府は、外国為替管理機関である連邦行政機関の外国為替管理分野における活動の調整を行うとともに、これらの機関とロシア連邦中央銀行との連携を可能にする。（連邦法 2011 年 12 月 6 日付連邦法第 406-FZ 号、2016 年 7 月 3 日付連邦法第 285-FZ 号による文言）

段落。（失効—2016 年 7 月 3 日付連邦法第 285-FZ 号）

ロシア連邦中央銀行は他の外国為替管理機関と連携することに加え、外国為替管理エージェントとしての公認銀行と公認銀行ではない有価証券市場の職業的な参加者が、外国為替管理機関と、ロシア連邦の法令に則り情報交換を行う際の連携を調整する。（連邦法 2010 年 11 月 15 日付第 294-FZ 号、2013 年 7 月 23 日付第 251-FZ 号、2016 年 7 月 3 日付第 285-FZ 号による文言）

公認銀行は外国為替管理エージェントとして、外国為替管理機関である連邦行政機関に、本連邦法第 23 条第 13 項に定められた場合を除き、ロシア連邦中央銀行が定めた量と手順で、情報を引き渡す。（1 段落追加—2004 年 6 月 29 日付連邦法第 58-FZ 号）（連邦法 2005 年 7 月 18 日付第 90-FZ 号、2010 年 11 月 15 日付第 294-FZ 号、2016 年 7 月 3 日付第 285-FZ 号による文言）

ロシア連邦中央銀行は、外国為替業務分野の国家政策策定と法的規制の機能を遂行する連邦行政機関および（対外貿易を除く）対外経済活動分野の国家政策策定と法的規制の機能を遂行する連邦行政機関の同意を得て、非居住者への商品の引渡、同人のための役務の履行、同人へのサービスの提供、情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡を定める対外貿易契約の当事者である居住者が、ロシア連邦中央銀行に、対外貿易契約の条件にもとづいて支払われるべき金銭の居住者による受領に関する情報、または対外貿易契約上の義務の非居住者によるそれ以外の履行もしくは終了に関する情報を、ロシア連邦の法令が許可している場合に同法令が許可している方法で提出し、また、外国通貨で表示されたおおよび（または）上記居住者が外国通貨で非居住者に支払うべき資産および負債に関する情報を、提出する手順を決定することができる。（1 段落追加—2021 年 6 月 28 日付連邦法第 223-FZ 号）

本項第 5 段落に示す情報を提供しなければならない居住者の一覧は、外国為替業務分野の国家政策策定と法的規制の機能を遂行する連邦行政機関および（対外貿易を除く）対外経済活動分野の国家政策策定と法的規制の機能を遂行する連邦行政機関の同意を得て決定する基準に則り、ロシア連邦中央銀行が作成し、情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア連邦中央銀行の公式サイトに掲載される。（1 段落追加—2021 年 6 月 28 日付連邦法第 223-FZ 号）

第 23 条 外国為替管理機関および同エージェントならびにそれらの職員の権利と義務

1. 外国為替管理機関および同エージェントならびにそれらの職員は、自らの権限の範囲内においてロシア連邦の法令にもとづき、以下の権利を有する：

1) 居住者と非居住者による、ロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規の遵守状況を検査する；

2) 居住者と非居住者が行う、外国為替取引の記録と報告の十全性および正確性の検査を行う；

3) 外国為替取引、口座の開設とその運用に関する文書および情報を照会し、受け取る。外国為替管理機関と外国為替管理エージェントの照会を受けた文書の必須提出期限は、照会のあった日から 7 労働日未満であってはならない。

2. 外国為替管理機関とその職員は、自らの権限の範囲内で、以下の権利を有する：

1) ロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規に関し、発見された違反の是正命令を发出する；

2) ロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規への違反に対し、ロシア連邦の法令に定める制裁措置を執行する；

3. 外国為替取引を行うにあたり、居住者と非居住者が証拠書類と情報を提出する手順を定めるのは：

1) ロシア連邦政府によって権限を付与された連邦行政機関に提出する場合は、ロシア連邦政府である；

2) 外国為替管理エージェントに提出する場合は、ロシア連邦中央銀行である。

(本項は 2016 年 7 月 3 日付連邦法第 285-FZ 号による文言)

4. 外国為替管理を行うために、外国為替管理エージェントは自らの権限の範囲内で、居住者と非居住者に、外国為替取引、口座の開設とその運用に関する、以下の文書（の写し）について照会し、受け取る権利を有する：

1) 自然人の身分を証明する文書；

2) 自然人が個人事業主として国家登記されていることについての文書

3) 法人格を証明する文書 — 非居住者の場合、法人国家登記文書 — 居住者の場合；

4) 税務機関に登録されていることの証明書；

5) 当該の者の不動産に対する権利を証明する文書；

6) 外国国家の法令に非居住者がそうした文書を受領する旨が定められている場合には、非居住者が外国為替取引、（預金）口座の開設を行う権利を有していることを証明する、非居住者の所在地（登記地）のある国の機関が作成して交付する文書；

7) ロシア連邦領外に所在する銀行および（または）その他の金融市場機関に（預金）口座を開設した旨の、居住者の登録地の税務機関宛の通知；（2019 年 8 月 2 日付連邦法第 265-FZ 号による文言）

8) 本連邦法により事前登録が定められている場合の、登録文書；（2011 年 12 月 6 日付連邦法第 406-FZ 号による文言）

9) 契約書（協定書）およびその補足書および（または）変更、委任状、法人の総会およびその他の経営機関の議事録抜粋などの外国為替取引実行の根拠となる文書（の草案）；入札（それが実施された場合）結果についての情報を含む文書；商品の引渡（役務の履行、サービスの提供）、情報、知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡の事実を証明する文書、国家機関の証書；対外貿易契約の両当事者が商品の劣化・損傷・紛失・輸送中の自然減耗の事実を確認した旨を証明する文書；納入された商品の数量および（または）品質が対外貿易契約の条件に違反しているとして提起されたクレームを売手（納入者）が受領して検討したことを証明する文書；商品の劣化・損傷・紛失の結果として、または輸送中に自然減耗した場合の、商品価値の低下を踏まえて商品に対する支払いの問題を双方が解決した旨の文書；インボイス；為替手形；（連邦法 2010 年 11 月 15 日付第 294-FZ 号、2019 年 10 月 16 日付第 341-FZ 号、2021 年 2 月 17 日付第 9-FZ 号による文言）

10) 銀行取引記録、銀行取引明細書を含む、金融機関が作成・発行する文書；ロシア連邦領外にある銀行が作成・発行するものを含む、外国為替取引があったことを証明する文書；（連邦法 2010 年 11 月 15 日付第 294-FZ 号、2015 年 11 月 28 日付第 350-FZ 号による文言）

11) 税関申告書、商品・ロシア連邦通貨・外国通貨・国内および外国の有価証券のロシア連邦国内への持込みと国外への持出しを証明する文書；（2010 年 11 月 15 日付連邦法第 294-FZ 号による文言）

12) 取引証明書；

13) 戸籍事項登録局 (ZAGS) が発行した文書 (婚姻証明書、出生証明書) を含む、自然人同士が配偶者または親族であることを証明する文書、家族内または親族間の関係、養子縁組、実父であることを確認する発効済みの裁判所文書、パスポート記載の子供、配偶者についての記述およびロシア連邦法令に示されたその他の文書； (1号追加-2007年7月5日付連邦法第127-FZ号)

14) 自然人である居住者がロシア連邦領外に滞在する事実を証明する文書、ロシア連邦から／への出国および (または) 入国の事実を証明する文書； (1号追加-2011年12月6日付連邦法第406-FZ号) (2017年12月28日付連邦法第427-FZ号による文言)

15) 本連邦法第9条第4項および第5項に示す、売掛債権買取契約 (ファクタリング契約)、および (または) その後の債権譲渡の契約； (1号追加-2015年6月29日付連邦法第181-FZ号) (2022年12月5日付連邦法第511-FZ号による文言)

16) 債権を金融エージェント (ファクタリング会社) に譲渡 (その後の譲渡) したという通知書； (1号追加-2015年6月29日付連邦法第181-FZ号)

17) 本連邦法第19条第5項に則りオペレーションと決済が行われたことを証明する文書； (1号追加-2015年6月29日付連邦法第181-FZ号)

18) ロシア連邦領外に所在するロシア連邦外交代表部、領事機関、国際 (国家間、政府間) 機関に属するロシア連邦常設代表部、その他のロシア連邦公式代表部および連邦行政機関代表部の職員 (従業員)、同人らと共に出国した家族 (夫・妻・18歳未満の子供、18歳以上で、18歳になるまでに障がい者となった子供)、および国際 (国家間・政府間) 機関の職員であるロシア連邦国民が、外国に一時滞在した事実を証明する、当該のロシア連邦機関および国際機関が交付した文書； (1号追加-2017年12月28日付連邦法第427-FZ号)

19) 本連邦法第19条第4項および第4.4項に示す保険契約、本連邦法第19条第4.1項に示す取引の実施を証明する文書、オペレーションと決済の実施を証明する文書を含む、上記と関連する文書； (1号追加-2018年4月3日付連邦法第64-FZ号) (連邦法2018年7月29日付第246-FZ号、2021年2月17日付第9-FZ号による文言)

20) 自然人である居住者の、自らが滞在する外国の領土において法人を設立せずに企業活動を行う権利を証明する、その外国の法令に則って発行された文書； (1号追加-2019年8月2日付連邦法第265-FZ号)

21) 本連邦法第24条第4項に則り、居住者と非居住者の間で結ばれた対外貿易契約上の非居住者の義務が履行されたまたは終了したことを証明する文書； (1号追加-2019年8月2日付連邦法第265-FZ号)

22) 譲渡可能信用状を利用して決済を行う場合に、非居住者への商品の譲渡、同人のための役務の履行、同人へのサービスの提供、情報、知的活動の成果 (それらに対する排他的権利を含む) の譲渡についての対外貿易契約の締結と履行に関連した居住者同士間で締結される契約；その譲渡可能信用状にある条件を含む、譲渡可能信用状を発行した銀行の通知書、資金受取人である居住者と第二の資金受取人である居住者 (単数および複数) の間で締結された契約の条件にしたがって譲渡可能信用状の履行対象となるような、第二の受取人である居住者 (単数および複数) に信用状が移ることを指示する金銭の受取人である居住者の指示書、譲渡可能信用状を譲渡する権限を付与された公認銀行 (指定銀行) の、第二資金受取人である居住者 (単数および複数) に信用状が譲渡されたことを記した通知書。 (1号追加-2019年10月16日付連邦法第341-FZ号)

5. 外国為替管理機関および外国為替管理エージェントは、行われる外国為替取引に直接関係する文書に限り、その提出を求めることができる。 (2011年12月6日付連邦法第406-FZ号による文言)

文書はすべて、外国為替管理機関および外国為替管理エージェントに提出される日の時点で有効でなければならない。外国為替管理機関または外国為替管理エージェントの要請があれば、全体または部分的に外国語で作成された文書のしかるべく公証されたロシア語訳が提出される。外国の政府機関が発行する、法人である非居住者の法人格を証明する文書は、所定の手順により法的に証明されていなければならない。外国の公的文書は、ロシア連邦の国際条約により認められている場合には、法的証明なしに提出することができる。（2011年12月6日付連邦法第406-FZ号による文言）

文書は、原本またはしかるべく公証された写しが外国為替管理機関および外国為替管理エージェントに提出される。文書の一部のみが外国為替取引または口座の開設に関するときは、その公証された抄本を提出してもよい。（2011年12月6日付連邦法第406-FZ号による文言）

公認銀行は、外国為替取引が本連邦法第9条および（または）第12条および（または）第14条の規定、ロシア連邦の外国為替関連のその他の法規の条文に違反する場合に、ロシア連邦の外国為替関連法規の、当該外国為替取引が違反することになる条文を示して、また本条第4項および本項にもとづいて要求される文書が提出されなかった、正確性が疑われる文書が提出されたとき、あるいは本連邦法の要求を満たさない文書が提出された場合には、外国為替取引の実行を拒否する。外国為替取引を拒否する決定は、拒否の決定が下された日の翌労働日までに、書面により当事者に伝えられる。（2017年11月14日付連邦法第325-FZ号による文言）

文書の原本は、外国為替管理機関および外国為替管理エージェントに受け取られ確認されたのち、提出者に返却される。この場合、外国為替管理資料中には、外国為替管理機関または外国為替管理エージェントがしかるべく認証した写しが残される。（2011年12月6日付連邦法第406-FZ号による文言）

居住者と非居住者は、しかるべき文書の提出を求める外国為替管理機関、外国為替管理機関の地域分署、外国為替管理エージェントには同一の文書を一度提出するだけでよく、提出した文書にあるデータに変更があるまでは、再提出する必要はない。この規定は、不可抗力により提出済みの文書が失われた場合には適用されない。提出した文書中のデータに変更があった場合、居住者または非居住者は、しかるべき外国為替管理機関、外国為替管理機関の地域分署、外国為替管理エージェントに、当該の変更を証明する必要な文書を提出して、そのことを知らせなければならない。事実確認のために居住者および非居住者に提出を求めることができる文書は、会計規則や事業活動の慣行にしたがって自らの事業活動を記録するためのものなどの企業活動主体が利用しているものに限られる。この場合、外国為替管理のために特別に文書を作成することは、ロシア連邦法令に別段の定めがない限り、必要とされない。（1段落追加-2011年12月6日付連邦法第406-FZ号）（2016年7月3日付連邦法第285-FZ号による文言）

対外貿易活動と外国為替取引の実行に関わる文書であって、対外貿易分野の「ワンストップ」情報システムを利用してロシア連邦政府によって権限を付与された外国為替管理機関に居住者が提出したものである文書は、提出した文書中のデータに変更があるまでは、再提出される必要はない。（1段落追加-2020年12月22日付連邦法第446-FZ号）（2022年7月14日付連邦法第353-FZ号による文言）

5.1. ロシア連邦政府によって権限を付与された外国為替管理機関は、対外貿易分野の「ワンストップ」情報システムにアクセスした居住者の外国為替取引を対象に外国為替管理を実行するために、ロシア連邦政府の定める手順により、対外貿易分野の「ワンストップ」情報システムを利用して、対外貿易行為と外国為替取引行為に関連する文書と情報を受領する。（2022年7月14日付連邦法第353-FZ号による文言）

居住者が、ロシア連邦政府、ロシア連邦政府によって権限を付与された外国為替管理機関の定める手順により、対外貿易行為と外国為替取引行為に関連する文書を電子形式で、高度適格電子署名を付して、対外貿易分野の「ワンストップ」情報システムを利用して提出したときは、その文書は本人署名入りの紙の文書と同等の意味のある電子文書として認められる。（2022年7月14日付連邦法第353-FZ号による文言）

(1 項追加－2020 年 12 月 22 日付連邦法第 446-FZ 号)

6. (本項は失効した－2011 年 12 月 6 日付連邦法第 406-FZ 号)

6.1. 税関は、2018 年 8 月 3 日付連邦法第 289-FZ 号「ロシア連邦における通関規制ならびにロシア連邦の一部法規の改正について」第 278 条に則ってロシア連邦政府が定めた商品について、税関に記録されたそれら商品の申告書およびそれら商品の移動記録の統計を電子形式により、ロシア連邦中央銀行と公認銀行に、ロシア連邦政府がロシア連邦中央銀行の同意を得て定めた手順により提出する。(2019 年 8 月 2 日付連邦法第 265-FZ 号による文言)

税関は、本項に示した情報を電子形式で公認銀行に、ロシア連邦税関が商品を通関（仮通関）した日の翌日から 3 労働日を超えないうちに伝える。

(1 項追加－2011 年 12 月 6 日付連邦法第 406-FZ 号)

6.2. 税関分野の権限を有する連邦行政機関は、経済協力開発機構（OECD）またはマネーロンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）に加盟している国または地域で開催される国際展示会の参加者たる法人である居住者による、本連邦法第 14 条第 2 項第 13 段落に示す金銭を現金で全額、期日通りに公認銀行にある当該の法人の口座に振り込む旨の要求の履行を検査する。(1 項追加－2021 年 6 月 28 日付連邦法第 224-FZ 号)

6.3. 公認銀行は、外国為替管理エージェントとして、経済協力開発機構（OECD）またはマネーロンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）に加盟している国または地域で開催される国際展示会の参加者たる法人である居住者が、公認銀行に有する銀行口座に、本連邦法第 14 条第 2 項第 13 段落に示す金銭を現金で期日以内に振り込んだことを検査するために、その居住者の銀行口座に金銭が振り込まれた日から 3 労働日以内に、ロシア連邦中央銀行に対し、税関が本条第 6.1 項に則って同行に提出した、本連邦法第 14 条第 2 項第 14 段落に示す商品申告書の情報について照会する。

ロシア連邦中央銀行は、公認銀行からの照会があれば、同行に電子形式で、本連邦法第 14 条第 2 項第 14 段落に示す商品申告書の情報を（それがあれば）引き渡す。ロシア連邦中央銀行と公認銀行の間のこうした情報の交換は、ロシア連邦中央銀行が定めた手順と期日で、ロシア連邦中央銀行が定め、同行の情報通信ネットワーク「インターネット」上の公式サイト上に掲載される量と形式で、行われる。

(1 項追加－2021 年 6 月 28 日付連邦法第 224-FZ 号)

7. 外国為替管理エージェントとその職員は以下の義務を負う：

1) 居住者と非居住者によるロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規の遵守状況を監督する；

2) 外国為替管理機関に、彼らが参加して行われる外国為替取引の情報を、ロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規が定める手順により提出する。

8. 外国為替管理機関と外国為替管理エージェントおよびそれらの職員は、ロシア連邦の法令にしたがい、商業秘密、銀行秘密、税務上の秘密、その他の法により守られる秘密を守り、また、自らの権限を行使するなかで知り得た、守秘義務要求の対象であるその他の情報を守らなければならない。(2011 年 7 月 11 日付連邦法第 200-FZ 号による文言)

株式会社「ロシア輸出センター」は、ロシア連邦の法令にしたがい、商業秘密、銀行秘密、税務上の秘密、その他の法により守られる秘密を守り、また、株式会社「ロシア輸出センター」が自らの権限を行使するなかで知り得た守秘義務要求の対象であるその他の情報を守らなければならない。(1 段落追加－2020 年 12 月 22 日付連邦法第 446-FZ 号)

8.1. 外国為替取引、口座の開設と運用を居住者や非居住者が行ったことに関する文書や情報の、外国為替管理機関同士、外国為替管理機関から外国為替管理エージェントへ、外国為替管理エージェントから外国為替管理機関への提出や引渡は、商業秘密、銀行秘密、税務上の秘密、その他の法により守られる秘密の侵害には当たらず、自らの権限を行使するなかで知り得たその他の情報の守秘義務要求の違反にも当たらない。

株式会社「ロシア輸出センター」から外国為替管理機関への、対外貿易活動や外国為替取引に関する文書や情報の提出、引渡は、商業秘密、銀行秘密、税務上の秘密、その他の法により守られる秘密の侵害には当たらず、株式会社「ロシア輸出センター」が自らの権限を行使するなかで知り得たその他の情報の守秘義務要求の違反にも当たらない。（1段落追加－2020年12月22日付連邦法第446-FZ号）（2022年7月14日付連邦法第353-FZ号による文言）

（1項追加－2011年7月11日付連邦法第200-FZ号）

8.2. 外国為替管理エージェントから税関および税務機関への、また税関および税務機関から外国為替管理エージェントへの、本条第13～16項に示された量と手順での文書や情報の提出、引渡は、商業秘密、銀行秘密、税務上の秘密、その他の法により守られる秘密の侵害には当たらず、税関および税務機関および外国為替管理エージェントが自らの権限を行使するなかで知り得たその他の情報の守秘義務要求の違反にも当たらない。（1項追加－2011年7月11日付連邦法第200-FZ号）（2016年7月3日付連邦法第285-FZ号による文言）

9. 外国為替管理機関と外国為替管理エージェントは、ロシア連邦の法令により自分たち以外の外国為替管理機関による制裁措置の対象となっているような、外国為替取引を行う者による、ロシア連邦の外国為替管理機関連法規および外国為替規制機関法規への違反についての、またはロシア連邦領外にある銀行および（または）他の金融市場機関での（預金）口座の開設についての情報が存在する場合、その者に対する制裁措置を講じる権利を有する外国為替管理機関に、以下の情報を引き渡す：（2019年8月2日付連邦法第265-FZ号による文言）

1）法人の場合－名称、納税者識別番号、国家登記地、法定住所および郵便住所、違反された法規文書と違反内容、違反日、違法外国為替取引または違反の金額；

2）個人の場合－姓、名、父称、身分証明書のデータ、居住地住所、違反された法規文書と違反内容、違反日、違法外国為替取引または違反の金額。

9.1. 外国為替管理エージェントとしての公認銀行および国営開発公社 VEB. RF は、法人である居住者が本連邦法第19条および第24条第4項に違反したという情報が存在するときは、その者に対して制裁措置を講じる権利を有する外国為替管理機関に、違反発見日時点のしかるべき銀行取引履歴を引き渡す。（1項追加－2011年12月6日付連邦法第406-FZ号）（連邦法2018年11月28日付第452-FZ号、2020年7月31日付第291-FZ号による文言）

10. 公認銀行、国営開発公社 VEB. RF および有価証券市場の職業的な参加者は、ロシア連邦中央銀行の定める手順にしたがって、本条第9項および第9.1項による情報を引き渡す。（連邦法2011年12月6日付第406-FZ号、2013年7月23日付第251-FZ号、2018年11月28日付第452-FZ号による文言）

11. 外国為替管理機関および外国為替管理エージェントは、ロシア連邦政府によって権限を付与された外国為替管理機関に、その機能を遂行するために不可欠な文書と情報を、ロシア連邦政府がロシア連邦中央銀行の同意を得て定める量と手順で提出する。

12. 外国為替管理機関と外国為替管理エージェントおよびそれらの職員は、本連邦法に定める機能の不遂行、および居住者と非居住者の権利の侵害に対して、ロシア連邦の法令に定める責任を負う。

13. 居住者の行う外国為替取引や口座の開設と運用に対する外国為替管理のために、外国為替管理エージェントとしての公認銀行および国営開発公社 VEB. RF は、税関と税務機関からの照会を受けて、自らが有するしかるべく公証された文書の写しを、その文書が本条第 4 項に列挙されたものに該当するときは、引き渡す。

(1 項追加—2010 年 11 月 15 日付連邦法第 294-FZ 号) (連邦法 2016 年 7 月 3 日付第 285-FZ 号、2018 年 11 月 28 日付第 452-FZ 号による文言)

13.1. 外国為替管理エージェントとしての公認銀行は、経済協力開発機構 (OECD) またはマネーロンダリングに関する金融活動作業部会 (FATF) に加盟している国または地域で開催される国際展示会の参加者たる法人である居住者が、公認銀行に有する自分の銀行口座に、本連邦法第 14 条第 2 項第 13 段落に示す金銭を現金で、ロシア連邦中央銀行が定めた手順と期日で振込んだという自らが有する情報を、同行の情報通信ネットワーク「インターネット」上の公式サイト上に掲載された量と形式で、税関分野での権限を有する連邦行政機関に引き渡す。(1 項追加—2021 年 6 月 28 日付連邦法第 224-FZ 号)

14. 本条第 13 項に示す文書の写しの提出を求める税関または税務機関の照会には、ロシア連邦の外国為替関連法規または外国為替規制機関法規に対する想定されている違反の内容が記され、該当する法規文書と具体的な外国為替取引 (想定されている違反) を特定するために必要な税関または税務機関のそれぞれが把握している情報、また居住者を特定するために必要な情報、照会状受領日の翌日から 7 労働日未満であってはならない照会遂行期日が示されていなければならない。(1 項追加—2010 年 11 月 15 日付連邦法第 294-FZ 号)

15. 税関業務分野での権限を有する連邦行政機関は、居住者の行う外国為替取引に対する外国為替管理を実施するための外国為替管理エージェントとしての公認銀行および国営開発公社 VEB. RF からの照会を受けて、居住者から公認銀行または国営開発公社 VEB. RF に提出された、ロシア連邦に／から搬入／出される商品の税関申告書データの、当該商品についての税関機関が有する通関業務実施データとの一致 (不一致) についての情報を引き渡す。税関業務分野での権限を有する連邦行政機関が照会を履行する期限は、照会を受けた日の翌日から 14 労働日を超えてはならない。本項に定める情報交換は、税関業務分野での権限を有する連邦行政機関の定める手順により、電子形式で行われる。(1 項追加—2010 年 11 月 15 日付連邦法第 294-FZ 号) (連邦法 2011 年 12 月 6 日付第 409-FZ 号、2018 年 11 月 28 日付第 452-FZ 号による文言)

16. 租税公課分野における管理監督の権限を有する連邦行政機関は、居住者の行う外国為替取引、口座の開設と運用に対する外国為替管理を実施するための外国為替管理エージェントとしての公認銀行および国営開発公社 VEB. RF からの照会を受けて、居住者の登録地の税務機関に、ロシア連邦領外にある銀行および (または) その他の金融市場機関における (預金) 口座開設についての居住者の登録地の税務機関への通知 (不通知) を証明する情報を引き渡す。租税公課分野における管理監督の権限を有する連邦行政機関が照会を履行する期限は、照会を受けた日の翌日から 14 労働日を超えてはならない。本項に定める情報交換は、租税公課分野における管理監督の権限を有する連邦行政機関の定める手順により、電子形式で行われる。(1 項追加—2010 年 11 月 15 日付連邦法第 294-FZ 号) (連邦法 2018 年 11 月 28 日付第 452-FZ 号、2019 年 8 月 2 日付第 265-FZ 号による文言)

17. 本連邦法に則り電子形式による情報交換を行うに際して、外国為替管理機関と外国為替管理エージェントは、ロシア連邦の法令に則り、情報が保護されることを保障する。(1 項追加—2011 年 12 月 6 日付連邦法第 406-FZ 号) (2014 年 3 月 12 日付連邦法第 33-FZ 号による文言)

第 24 条 居住者と非居住者の権利と義務

1. ロシア連邦において外国為替取引を行う居住者と非居住者は、以下の権利を有する：

1) 外国為替管理機関と外国為替管理エージェントが行った検査の調書内容を知る；

2) 外国為替管理機関と外国為替管理エージェントおよびそれらの職員の決定および作為（不作為）に対し、ロシア連邦の法令の定める手順により異議を申し立てる；

3) ロシア連邦の法令の定める手順により、外国為替管理機関と外国為替管理エージェントおよびそれらの職員の違法な作為（不作為）によりもたらされた実際の損害の補償を受ける。

2. ロシア連邦において外国為替取引を行う居住者と非居住者は、以下の義務を負う：

1) 外国為替管理機関と外国為替管理エージェントに、本連邦法に定める場合に、文書と情報を提出する；（2011年12月6日付連邦法第406-FZ号による文言）

2) 自らが行う外国為替取引について、定められた手順により記録し、報告書を作成し、当該の外国為替取引が完了した日から3年間以上、ただし契約履行期日以降まで、関連する文書と資料を保全する；

3) ロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規に対する発見された違反の解消を求める外国為替管理機関の命令を履行する。

2.1. (1項追加—2020年12月22日付連邦法第446-FZ号) (1項失効—2022年7月14日付連邦法第353-FZ号)

2.2. ロシア連邦において外国為替取引を行っており、対外貿易分野の「ワンストップ」情報システムへのアクセスを得た居住者は、ロシア連邦政府によって権限を付与された外国為替管理機関に、ロシア連邦政府の定める手順と期日で、行った対外貿易活動と外国為替取引に関わる文書と情報を、対外貿易分野の「ワンストップ」情報システムを利用して提出しなければならない。(1項追加—2020年12月22日付連邦法第446-FZ号) (2022年7月14日付連邦法第353-FZ号による文言)

3. 居住者は、公認銀行および(または)本連邦法の要求に則ってロシア連邦領外にある銀行に開設された自分の口座に、対外貿易契約に関して、ロシア連邦政府の定める割合でロシア連邦通貨を受領するようしなければならない。ロシア連邦政府は、本項による決済がなされる商品、役務、サービスの一覧、ならびにその国の居住者と上記の契約が結ばれる外国の国名一覧を定めることができる。(1項追加—2014年5月5日付連邦法第112-FZ号) (2022年5月1日付連邦法第132-FZ号による文言)

4. 本連邦法第19条第1項第1号が定める要求が居住者と非居住者の間で結ばれた対外貿易契約に関して無効とされた場合、居住者は、居住者と非居住者の間で締結され、本連邦法の要求ならびに外国為替規制機関および外国為替管理機関のそれ以外の法規の要求が適用される対外貿易契約による義務のしかるべき履行または終了を、非居住者からそうした契約の条件により支払われるべきとされている金銭を非居住者から公認銀行の自分の銀行口座に受領することまたはロシア連邦の法令により認められているその他の方法により、実現しなければならない。

本項の効力は、居住者が非居住者に商品の譲渡、同人のための役務の履行、同人へのサービスの提供、情報、知的活動の成果(それらに対する排他的権利を含む)の譲渡を行う旨を定める対外貿易契約で、その有効期限が本連邦法第19条第1項第1号に定める要求が無効となる以前に過ぎているが、その義務が履行されていないものにも及ぶ。(1段落追加—2021年6月28日付連邦法第223-FZ号)

(1項追加—2019年8月2日付連邦法第265-FZ号)

5. 非居住者への商品の譲渡、同人のための役務の履行、同人へのサービスの提供、情報、知的活動の成果(それらに対する排他的権利を含む)の譲渡を行う旨を定める対外貿易契約の当事者であって、本連邦法の第22条第6項に示す一覧に記載された居住者は、ロシア連邦中央銀行の定める手順により、ロシア連邦中央銀行に、対外貿易契約の条件にもとづいて支払われるべき金銭の居住者による受領に関する情報、または対外貿易契約上の義務の非居住者によるそれ以外の履行もしくは終了に関する情報を、ロシア連邦の法令が許可している場合に同法令が許可している方法で提出し、また、外国通貨で表示されたおよび(または)上

記居住者が外国通貨で非居住者に支払うべき資産および負債に関する情報を、提出しなければならない。(1項追加—2021年6月28日付連邦法第223-FZ号による文言)

第25条 ロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規に違反した場合の責任

ロシア連邦の外国為替関連法規および外国為替規制機関法規の規定に違反した居住者と非居住者は、ロシア連邦の法令にもとづき責任を負う。

第5章 最終規定

第26条 本連邦法の発効

1. 本連邦法は、以下を除き、その公布日から6カ月経過後に発効する：

1) 本連邦法第22条第2項は本連邦法が公布された日に発効する；

2) 本連邦法第5条第3項、第12条、第14条第2項第2段落の、法人である居住者がロシア連邦領外の銀行に口座を開設し、利用する手順に関する部分は、当該手順については本連邦法発効日から1年が経過した時点で発効する。

2. 本連邦法第5条第3項、第12条、第14条第2項第2段落の、法人である居住者がロシア連邦領外の銀行に口座を開設し、利用する手順に関する部分が発効するまでは、法人である居住者は、1992年10月9日付ロシア連邦法第3615-I号「為替規制および為替管理について」第5条第2項第1段落および第61条に定める手順でロシア連邦領外の銀行に口座を開設する。

3. 本連邦法第1条第1項第10号、第8条第1-4、8、9、11項、第12条第3項および第4項第4段落、第16条第1、8-10、12、13および15項、第18および21条は、2008年1月1日まで有効となる。
(2006年7月26日付連邦法第131-FZ号による文言)

2007年1月7日より、本連邦法第12条第2項は、ロシア連邦領外の銀行に開設されるすべての口座に対して適用される。

本連邦法第7条、第8条第5-7および10項、第11条第3-6項、第12条第4項第2段落、第13条第5、6項、第14条第5、6項、第16条第2-5、7、11および14項、第17条は、2006年7月1日まで有効となる。(1段落追加—2006年7月26日付連邦法第131-FZ号)

第27条 ロシア連邦の法令文書(法令文書の個々の条文)の失効認定

1. 本連邦法公布日より、以下を失効したものと認める：

1) 1992年10月9日付ロシア連邦法第3615-I号「為替規制および為替管理について」第11条第2号(ロシア連邦人民代議員会議およびロシア連邦最高会議公報、1992、No.45、掲載番号2542)；

2) 2001年5月31日付連邦法第72-FZ号「ロシア連邦法『為替管理および為替管理について』への変更および追加について」第1条第5号第4段落(ロシア連邦法令集、2001、No.23、掲載番号2290)。

2. 本連邦法発効日より、以下を失効したものと認める：

1) 1992年10月9日付ロシア連邦法第3615-I号「為替規制および為替管理について」(ロシア連邦人民代議員会議およびロシア連邦最高会議公報、1992、No. 45、掲載番号2542)、ただし、第5条第2項第1段落、第61条の、法人である居住者がロシア連邦領外の銀行に口座を開設する手順を規制する規準に関する部分を除く；

2) 1998年12月29日付連邦法第192-FZ号「予算および租税政策に関する緊急の措置について」(ロシア連邦法令集、1999、No. 1、掲載番号1)；

3) 1999年7月5日付連邦法第128-FZ号「ロシア連邦法『為替規制および為替管理について』への追加について」(ロシア連邦法令集、1999、No. 28、掲載番号3461)；

4) 2001年5月31日付連邦法第72-FZ号「ロシア連邦法『為替管理および為替管理について』への変更および追加について」第1条第1-3、5および6項(ロシア連邦法令集、2001、No. 23、掲載番号2290)；

5) 2001年8月8日付連邦法第130-FZ号「為替管理問題に関するいくつかのロシア連邦の法令への変更について」(ロシア連邦法令集、2001、No. 33、掲載番号3432)；

6) 2001年12月30日付連邦法第196-FZ号「ロシア連邦行政違反法典の発効について」第3条第14-18段落(ロシア連邦法令集、2002、No. 1、掲載番号2)；

7) 2002年12月31日付連邦法第187-FZ号「ロシア連邦税法典第2部およびロシア連邦のその他のいくつかの法令への変更および追加について」第5条(ロシア連邦法令集、2003、No. 1、掲載番号2)；

8) 2002年12月31日付連邦法第192-FZ号「ロシア連邦法『為替管理および為替管理について』第5条への追加について」(ロシア連邦法令集、2003、No. 1、掲載番号7)；

9) 2003年2月27日付連邦法第28-FZ号「ロシア連邦法『為替規制および為替管理について』第6および8条への変更および追加について」(ロシア連邦法令集、2003、No. 9、掲載番号804)；

10) 2003年7月7日付連邦法第116-FZ号「ロシア連邦法『為替規制および為替管理について』第6条への変更について」(ロシア連邦法令集、2003、No. 28、掲載番号2885)。

3. 本連邦法第5条第3項、第12条、第14条第2項第2段落の、法人である居住者がロシア連邦領外の銀行に口座を開設し使用する手順に関する部分の発効日より、以下を失効したものと認める：

1) 1992年10月9日付ロシア連邦法第3615-I号「為替規制および為替管理について」(ロシア連邦人民代議員会議およびロシア連邦最高会議公報、1992、No. 45、掲載番号2542)；

2) 1992年10月9日付ロシア連邦最高会議決定第3616-I号「ロシア連邦法『為替規制および為替管理について』の再審議について」(ロシア連邦人民代議員会議およびロシア連邦最高会議公報、1992、No. 45、掲載番号2543)；

3) 1992年10月9日付ロシア連邦最高会議決定第3617-I号「ロシア連邦法『為替規制および為替管理について』の発効について」(ロシア連邦人民代議員会議およびロシア連邦最高会議公報、1992、No. 45、掲載番号2544)；

4) 2001年5月31日付連邦法第72-FZ号「ロシア連邦法『為替規制および為替管理について』への変更および追加について」(ロシア連邦法令集、2001、No. 23、掲載番号2290)。

第28条 本連邦法発効以前に取得した許可による、外国為替取引の実行、ロシア連邦領外の銀行における口座開設およびその口座による取引の実行、公認銀行の居住者の口座への外貨の不入金

1. 本連邦法にしたがって設定された制限は、外国為替取引、ロシア連邦領外の銀行における居住者の口座（その使用条件を含む）、さらに居住者が受け取った外貨の公認銀行の口座への不入金の場合に対しては、外国為替取引の実行、当該口座の開設、および居住者による外貨の不入金に対する為替管理機関の許可が本連邦法発効以前に取得されている場合には適用されない。

この場合、居住者は当該の許可の有効期間中、本条の特異事項を踏まえた上で、その条件にしたがわなければならない。

本連邦法発効以前に居住者が取得した許可は、外国為替取引、ロシア連邦領外の銀行での口座開設手順、その口座での取引実行および外貨の不入金に対しては、その許可にそれらに関する直接的な規定がないかぎり、適用されない。

2. 本条の効力は、本連邦法発効以前に居住者が取得した許可に対しても、その許可記載の以下が変更されていなければ、及ぶ：

1) 許可を取得した居住者（自然人の姓、名および（または）父称がロシア連邦法令に定める手順により変更された場合、身分を証明する書類のその他のデータが変更された場合、法人の名称、組織・法的形態および国家登録についての情報、納税者識別番号、連邦国家統計調査形式コードを含むその他のデータが変更された場合を除く）；

2) 外国為替取引の内容；

3) 外国為替取引の金額；

4) 外国為替取引実行または口座開設の期日；

5) 口座の使用条件；

6) 許可記載の居住者の取引相手（自然人の姓、名および（または）父称がロシア連邦または外国国家の法令に定める手順により変更された場合、身分を証明する書類のその他のデータが変更された場合、法人の名称、組織・法的形態および国家登録についての情報、納税者識別番号、連邦国家統計調査形式コードを含むその他のデータが変更された場合を除く）；

7) 居住者が受け取った外貨を公認銀行の自らの口座に払い込まなくてよい条件。

3. 居住者は、許可に定める情報を、許可に定める手順で提出しなければならない。

4. 本条に記載の、許可に関する権利および（または）義務を、第三者に譲渡することはできない。

5. 外国為替管理機関は、本連邦法の発効日以降、自らが交付した許可に、その有効期間を延長することを含め、変更または追加を施すことはできない。

6. 本条第2段にしたがってそれが許されている場合に許可に記載の何らかの条件を変更する際、許可が交付された居住者は、変更後10日以内に、新しいデータを、しかるべき書類の写しを添付し、許可を発行した機関に通知しなければならない。

7. 本条記載の許可の用語および条件は、それら許可が発行された日に有効であった法令にしたがって解釈される。

8. 本連邦法にしたがって設定された制限は、許可の有効期間が終了した時点で、それ以降に実行される外国為替取引および開設される口座の利用手順に対して適用されることになる。

有効期間が定められていない許可は、本連邦法第26条第3項第1段落に定める期日まで有効となる。（1段落追加－2005年7月18日付連邦法 No. 90-FZ号）

9. 居住者による外国為替取引、ロシア連邦領外の銀行での口座開設、その口座での取引、および公認銀行の居住者口座への外貨の不入金が本条の規定および本連邦法の発効以前に取得された許可の条件に違反して行われた場合、外国為替管理機関は、別の外国為替管理機関の要請にもとづいて発せられるものを含む、自らの命令文書により当該許可の効力を終了させる。

本項第1段落記載の場合のほか、許可の効力は、許可を取得した居住者の申請にもとづいて外国為替管理機関の命令文書によって終了させることができる。

本項に定める場合において、許可効力終了の命令文書は、その許可を発行した外国為替管理機関により、またはロシア連邦政府によって権限を与えられた別の外国為替管理機関によって採択される。ロシア連邦中央銀行またはその地域機関が発行した許可の効力は、ロシア連邦中央銀行の命令文書にもとづいて終了される。

本項にしたがって許可の効力が終了する場合、本条第8項に定める規則が適用される。

10. ロシア連邦領外の銀行での口座開設およびその口座での取引実行に対する許可の効力が終了する場合、本条第9項に記載された許可終了の場合を除き、居住者は本連邦法第12条にしたがってその口座での取引を継続することができる。

この場合、居住者はそうした口座の存在を、租税公課に関する管理監督の権限を有する連邦行政機関が承認した書式により、上記許可の効力終了後1カ月以内に、自らの登録地にある税務機関に報告しなければならない。その際、ロシア連邦領外の銀行での口座開設およびその口座での取引実行に対する当該の許可の写しを必ず提出しなければならない。

ロシア連邦領外の銀行での口座開設許可およびその口座での取引実行に対する許可の条件にしたがって居住者が口座を閉鎖する場合、居住者がその旨を税務機関に報告する必要はない。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2003年12月10日

第173-FZ号

-